

# 障害者自立支援給付支払等システムについて

平成24年3月2日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

## 〔目次〕

1. 今後の主なスケジュールについて……………	1
2. 平成24年4月インタフェース仕様書の主な変更点について……………	2
3. 平成24年4月以降の介護給付費等の請求事務について(案)……………	9
4. 18歳以上の障害児施設入所者に係る報酬算定について……………	48
5. 福祉・介護職員処遇改善加算の報酬算定について(案)……………	53
6. 医療連携体制加算(Ⅲ)の報酬算定について……………	57
7. 事業所の指定更新について……………	59
8. 支払事務の委託等について……………	69
9. 障害者自立支援給付費支払等システムに係るQ&Aについて……………	75
10. その他 (市町村における障害者自立支援給付支払等システムによる統計データについて) ……	77
参考1. 平成24年4月以降の事業所番号及び事業所データの流れについて……………	83
参考2. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項……………	85

# 1. 今後の主なスケジュールについて

# 平成24年4月施行分及び報酬改定に係るシステム関係スケジュール

		2月			3月			4月			5月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
国	説明会等				★3/2合同担当者説明会 (報酬改定システム対応等)			※ 障害者自立支援法等改正に伴う省令等の改正については、順次案が固まり次第情報提供する予定。			
	事業者の業務管理体制の整備				確認検査指針等の提示						
	利用者負担の見直し				利用者負担認定の手引き改訂版の提示						
	相談支援体制の充実				サービスコード表案 算定構造案 請求様式案 インタフェース仕様書案 の提示			★施行			
	障害児支援の強化										
	政令市・中核市への事業所指定権限移譲										
	平成24年度報酬改定				解釈通知改訂版 留意事項通知 事務処理要領 インタフェース仕様書 算定構造 サービスコード表の提示			<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">簡易入力システム(障害福祉サービス編)リリース</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">台帳・支払等機能リリース</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">簡易入力システム(障害児支援編)リリース</div> </div>			
国保中央会	システム開発						★4/16	★4/18	★4/23	ベンダテスト	
国保連合会										異動情報登録	
都道府県	システム開発									異動情報作成	
市町村	システム開発									異動情報作成	
障害福祉サービス等事業者	システム開発									ベンダテスト	

1日～新報酬による請求受付開始

1日～新報酬による請求開始

## 2. 平成24年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

## 平成24年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

平成24年4月より施行される「利用者負担の見直し」、「相談支援の充実」、「障害児支援の強化」、「事業所指定の権限移譲」及び「平成24年度報酬改定」等に伴い、各システム間のインタフェースについても所要の見直しを行う。

インタフェース仕様書の主な変更点は、以下のとおり。

### ■ 共通編

※下線は、前回システム担当者会議提示分からの更新箇所

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
相談支援の充実	全体	平成24年3月で廃止となる「相談支援事業」に関する各種コードについて、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	サービス種類コード	新設サービスのサービス種類コード「52: 計画相談支援」、「53: 地域移行支援」、「54: 地域定着支援」、「55: 障害児相談支援」を追加
	決定サービスコード	新設サービスの決定サービスコードを追加
	所得区分コード	所得区分コードに、「99: その他」を追加
	事業所区分コード	事業所区分コードに、「7: 児童福祉法(指定事業所)(障害児相談支援事業所)」を追加
	申立事由コード	計画相談支援給付費請求書、特例計画相談支援給付費請求書、地域相談支援給付費明細書、障害児相談支援給付費請求書、特例障害児相談支援給付費請求書を過誤申立書情報にて過誤できるように、様式番号(申立事由コードの上2桁)を追加
障害児支援の強化	全体	平成24年3月で廃止となる「児童デイサービス」、「障害児施設支援(入所)」、「障害児施設支援(通所)」に関する各種コードについて、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	サービス種類コード	新設サービスのサービス種類コード「61: 児童発達支援」、「62: 医療型児童発達支援」、「63: 放課後等デイサービス」、「64: 保育所等訪問支援」、「71: 障害児入所支援」、「72: 医療型障害児入所支援」を追加
	決定サービスコード	新設サービスの決定サービスコードを追加
	事業所区分コード	事業所区分コードに、以下を追加・変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>「5: 児童福祉法(指定事業所)」⇒「5: 児童福祉法(指定事業所)(障害児相談支援事業所を除く)」</li> <li>「8: 児童福祉法(基準該当事業所)」を追加</li> </ul>
	申立事由コード	障害児通所給付費・入所給付費等明細書、特例障害児通所給付費等明細書を過誤申立書情報にて過誤できるように、様式番号(申立事由コードの上2桁)を追加

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
障害児支援の強化	施設等の区分	施設等の区分に、以下を追加 ・生活介護について、「3:当該施設が単独施設」、「4:当該施設に併設する施設が主たる施設」、「5:当該施設が主たる施設」を追加 ・施設入所支援に関する施設等の区分を追加
	施設等の区分(障害児給付費)	児童発達支援、医療型児童発達支援、医療型障害児入所支援に関する施設等の区分を追加
	定員区分	放課後等デイサービスに関する定員区分を追加
	障害児施設区分 障害児施設区分(障害児給付費)	「障害児施設区分」、「障害児施設区分(障害児給付費)」を追加
平成24年度報酬改定	全体	平成24年3月で廃止となる「旧法施設支援」に関する各種コードについて、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	所得区分コード	所得区分コードに、「99:その他」を追加
	決定サービスコード	平成24年度報酬改定に伴い、決定サービスコードを追加
	地域区分コード	平成24年4月以降使用する地域区分コードを指定事業所・児童施設経過措置事業所毎に追加
	地域区分コード(障害児給付費)	「地域区分コード(障害児給付費)」を追加
	大規模住居等減算の有無	「大規模住居等減算の有無」を削除し、「大規模住居等減算の有無」を追加
	共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数	「共同生活援助夜間防災対象利用者数」を「共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数」に変更

## ■ 都道府県編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
利用者負担の見直し	障害児支援受給者情報	「法第二十四条に基づく給付率」を、「都道府県等が定める額」に項目名を変更
	都道府県等審査用資料情報	点検済明細書等情報(集計情報)レコードの以下の項目名を変更 ・「給付率に基づく請求額」⇒「1割相当額」 ・「給付率に基づく利用者負担額②」⇒「利用者負担額②」
相談支援の充実	全体	平成24年3月で廃止となる「サービス利用計画作成費」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	事業所情報	計画相談支援事業所のみなし指定を管理する項目を追加
障害児支援の強化	全体	平成24年3月で廃止となる「児童デイサービス」、「障害児施設支援(入所)」、「障害児施設支援(通所)」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加  「障害児支援」、「障害児通所給付費」、「障害児入所給付費」等への全体的な名称の変更
	障害児施設情報	基準該当事業所を管理する項目を追加
		障害児施設等のみなし指定を管理する項目を追加
		新設サービスに係る加算等を管理する項目を追加
	障害児支援受給者情報	障害児入所支援、医療型障害児入所支援の支給決定情報を設定できるように変更
	都道府県等審査用資料情報	点検済情報に、障害児入所給付費に関する情報を追加
	都道府県等審査結果資料情報	障害児入所給付費について、審査結果一覧情報を作成できるように変更
	過誤申立書情報	障害児通所給付費・入所給付費等明細書を過誤申立書情報にて過誤できるように、様式番号(申立事由コードの上2桁)を追加
事業所指定事務の市町村への権限移譲	事業所情報	事業所を指定した市町村を管理する項目を追加
	障害児施設情報	障害児施設等を指定した市町村を管理する項目を追加
平成24年度報酬改定	全体	平成24年3月で廃止となる「旧法施設支援」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加  処遇改善助成金の廃止に伴い、「処遇改善助成金」に関する情報について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	事業所情報	加算等を管理する項目を追加及び項目名を変更
	障害児施設情報	加算等を管理する項目を追加及び項目名を変更

# 市町村編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
利用者負担の見直し	受給者情報	「法第三十一条に基づく給付率」を、「市町村が定める額」に項目名を変更
	障害児支援受給者情報	「法第二十四条に基づく給付率」を、「都道府県等が定める額」に項目名を変更
	市町村審査用資料情報	点検済明細書等情報(集計情報)レコードの以下の項目名を変更 ・「給付率に基づく請求額」⇒「1割相当額」 ・「給付率に基づく利用者負担額②」⇒「利用者負担額②」
	給付実績交換情報	障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報、障害福祉サービス費市町村保有給付実績更新結果情報に、補装具費支給レコードを追加
相談支援の充実	全体	平成24年3月で廃止となる「サービス利用計画作成費」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	受給者情報	「サービス利用計画作成」を、「計画相談支援」に項目名を変更
		計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の支給決定情報を設定できるように変更
	障害児支援受給者情報	障害児相談支援の実施事業所等を管理する項目を追加
		障害児相談支援の支給決定情報を設定できるように変更
	市町村審査用資料情報 都道府県等審査用資料情報	事務点検結果票情報に、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、地域相談支援給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費に関する情報を追加
		点検済情報に、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、地域相談支援給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費に関する情報を追加
市町村審査結果資料情報 都道府県等審査結果資料情報	計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、地域相談支援給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費について、審査結果一覧情報を作成できるように変更	
過誤申立書情報	計画相談支援給付費請求書、特例計画相談支援給付費請求書、地域相談支援給付費明細書、障害児相談支援給付費請求書、特例障害児相談支援給付費請求書を過誤申立書情報にて過誤できるように、様式番号(申立事由コードの上2桁)を追加	
障害児支援の強化	全体	平成24年3月で廃止となる「児童デイサービス」、「障害児施設支援(入所)」、「障害児施設支援(通所)」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
		「障害児支援」、「障害児通所給付費」、「障害児入所給付費」等への全体的な名称の変更
	障害児支援受給者情報	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の支給決定情報を設定できるように変更
		行政区単位で管理される受給者を管理する項目を追加
		障害児通所支援の実施主体が市町村となることに伴い、市町村から国保連合会へ障害児支援受給者情報の提出を追加

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
障害児支援の強化	都道府県等情報	障害児通所支援の実施主体が市町村となることに伴い、市町村から国保連合会へ都道府県等情報(基本情報、独自助成情報)の提出を追加
		障害児通所支援の実施主体が市町村となることに伴い、行政区単位で管理されている受給者を管理するため、市町村から国保連合会へ都道府県等情報(行政区情報)の提出を追加
	都道府県等審査用資料情報	障害児通所支援の実施主体が市町村となることに伴い、国保連合会から市町村へ都道府県等審査用資料情報の提出を追加
		点検済情報に、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費に関する情報を追加
	都道府県等審査結果資料情報	審査結果票情報に、高額障害児通所給付費を設定できるように変更
		障害児通所給付費、特例障害児通所給付費について、審査結果一覧情報を作成できるように変更
	過誤申立書情報	障害児通所給付費・入所給付費等明細書、特例障害児通所給付費等明細書を過誤申立書情報にて過誤できるように、様式番号(申立事由コードの上2桁)を追加
	給付実績交換情報	市町村受付・支払分の特例障害児通所給付費の給付実績を給付実績交換の対象情報に追加
平成24年度報酬改定	全体	平成24年3月で廃止となる「旧法施設支援」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
		処遇改善助成金の廃止に伴い、「処遇改善助成金」に関する情報について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	点検済サービス提供実績記録票情報	居宅介護サービスの家事援助について、時間区分の見直しに伴い、関連する項目の桁数を変更
		追加となる加算の実績を設定できるように、該当する項目の内容を変更

# ■ サービス事業所編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
利用者負担の見直し	介護給付費等請求書・明細書情報	介護給付費等 明細書 集計情報レコードの以下の項目名を変更 ・「給付率に基づく請求額」⇒「1割相当額」 ・「給付率に基づく利用者負担額②」⇒「利用者負担額②」
	障害児給付費等請求書・明細書情報	障害児給付費等 明細書 集計情報レコードの以下の項目名を変更 ・「給付率に基づく請求額」⇒「1割相当額」 ・「給付率に基づく利用者負担額②」⇒「利用者負担額②」
相談支援の充実	全体	平成24年3月で廃止となる「サービス利用計画作成費」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	介護給付費等請求書・明細書情報	相談支援事業所が地域相談支援給付費の請求を行う際に提出する「地域相談支援給付費明細書情報」を追加
	サービス利用計画作成費請求書等情報	相談支援事業所が計画相談支援給付費の請求を行う際に提出する「計画相談支援給付費請求書情報」を追加
		相談支援事業所が特例計画相談支援給付費の請求を行う際に提出する「特例計画相談支援給付費請求書情報」を追加
	サービス提供実績記録票情報	「地域移行支援提供実績記録票情報」、「地域定着支援提供実績記録票情報」を追加
	障害児相談支援給付費請求書等情報	障害児相談支援事業所が障害児相談支援給付費の請求を行う際に提出する「障害児相談支援給付費請求書情報」を追加
障害児相談支援事業所が特例障害児相談支援給付費の請求を行う際に提出する「特例障害児相談支援給付費請求書情報」を追加		
障害児支援の強化	全体	平成24年3月で廃止となる「児童デイサービス」、「障害児施設支援(入所)」、「障害児施設支援(通所)」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
		「障害児支援」、「障害児通所給付費」、「障害児入所給付費」等への全体的な名称の変更
	障害児給付費等請求書・明細書情報	障害児施設等から障害児通所給付費・入所給付費の請求を行う際に提出する「障害児通所給付費・入所給付費等請求書情報」、「障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報」を追加
		障害児施設等から特例障害児通所給付費の請求を行う際に提出する「特例障害児通所給付費等請求書情報」、「特例障害児通所給付費等明細書情報」を追加
		「61: 児童発達支援」、「62: 医療型児童発達支援」、「63: 放課後等デイサービス」、「64: 保育所等訪問支援」のサービスについて、必要に応じて契約情報を提出できるように、契約情報レコードを追加
	サービス提供実績記録票情報	「障害児施設支援(入所)提供実績記録票情報」を、「障害児入所支援提供実績記録票情報」に情報名を変更
「児童発達支援提供実績記録票情報」、「医療型児童発達支援提供実績記録票情報」、「放課後等デイサービス提供実績記録票情報」、「保育所等訪問支援提供実績記録票情報」を追加		

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
平成24年度報酬改定	全体	平成24年3月で廃止となる「旧法施設支援」について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
		処遇改善助成金の廃止に伴い、「処遇改善助成金」に関する情報について、平成24年4月以降使用しない旨の記載を追加
	サービス提供実績記録票情報	居宅介護サービスの家事援助について、時間区分の見直しに伴い、関連する項目の桁数を変更
		追加となる加算の実績を設定できるように、該当する項目の内容を変更

### 3. 平成24年4月以降の介護給付費等の請求事務について(案)

# 平成24年4月からの介護給付費等の請求書様式等の主な改正点について

平成24年4月の政省令及び告示の改正に伴い、請求省令様式等の追加及び一部改正を行う。

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者自立支援法	介護給付費・訓練等給付費等請求書	様式第一	変更	相談支援の充実に伴い、「地域相談支援給付費」欄を追加。 平成24年度報酬改定に伴い、「処遇改善助成金」欄を削除。
	介護給付費・訓練等給付費等明細書	様式第二 様式第三	変更	利用者負担の見直しに伴い、「給付率」欄を削除。 「給付率に基づく請求額」欄を「1割相当額」欄に名称変更。 「給付率に基づく利用者負担額②」欄を「利用者負担額②」欄に名称変更。 平成24年度報酬改定に伴い、「助成金」欄を削除。
	計画相談支援給付費請求書	様式第四	新規	相談支援の充実に伴い、計画相談支援給付費の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	地域相談支援給付費明細書	様式第五	新規	相談支援の充実に伴い、地域相談支援給付費の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書	様式第六	変更	利用者負担の見直しに伴い、「給付率」欄を削除。 「給付率に基づく請求額」欄を「1割相当額」欄に名称変更。 「給付率に基づく利用者負担額②」欄を「利用者負担額②」欄に名称変更。 平成24年度報酬改定に伴い、「助成金」欄を削除。
	特例介護給付費・特例訓練等給付費等請求書	様式第九	変更	様式番号を「様式第五」から「様式第九」に変更。 平成24年度報酬改定に伴い、「処遇改善助成金」欄を削除。
	特例計画相談支援給付費請求書	様式第十	新規	相談支援の充実に伴い、特例計画相談支援給付費の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	居宅介護サービス提供実績記録票	様式1	変更	平成24年度報酬改定に伴い、家事援助を提供した場合の記載方法を変更。
	重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票	様式4	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「加算」欄の記載方法を変更。
	短期入所サービス提供実績記録票	様式6	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「送迎加算」欄を追加。
生活介護サービス提供実績記録票	様式7	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「送迎加算」欄を追加。	

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者自立支援法	共同生活介護サービス提供実績記録票	様式8	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「夜間支援体制加算」欄の記載方法を変更。
	施設入所支援提供実績記録票	様式9	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「土日等日中支援加算」欄を削除。 平成24年度報酬改定に伴い、「入院・外泊時加算」欄の記載方法を変更。
	自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票	様式13	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「送迎加算」欄を追加。
	自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票	様式14	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「送迎加算」欄を追加。
	宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票	様式15	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄を追加。
	就労移行支援提供実績記録票	様式16	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「送迎加算」欄及び「移行準備支援体制加算」欄を追加。 平成24年度報酬改定に伴い、「施設外支援」欄を削除。
	就労継続支援提供実績記録票	様式17	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「送迎加算」欄を追加。
	共同生活援助サービス提供実績記録票	様式18	変更	平成24年度報酬改定に伴い、「夜間防災体制加算」欄を「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄に変更。
	地域移行支援提供実績記録票	様式20	新規	相談支援の充実に伴い、地域移行支援の支援実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。
地域定着支援提供実績記録票	様式21	新規	相談支援の充実に伴い、地域定着支援の支援実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。	

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
児童福祉法	障害児通所給付費・入所給付費等請求書	様式第一	新規	障害児支援の強化に伴い、障害児通所給付費・入所給付費等の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	障害児通所給付費・入所給付費等明細書	様式第二	新規	障害児支援の強化に伴い、障害児通所給付費・入所給付費等の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	障害児相談支援給付費請求書	様式第三	新規	相談支援の充実に伴い、障害児相談支援給付費の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	特例障害児通所給付費等請求書	様式第四	新規	障害児支援の強化に伴い、特例障害児通所給付費の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	特例障害児通所給付費等明細書	様式第五	新規	障害児支援の強化に伴い、特例障害児通所給付費の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	特例障害児相談支援給付費請求書	様式第六	新規	相談支援の充実に伴い、特例障害児相談支援給付費の請求を行う場合に使用する請求様式を新たに追加。
	障害児入所支援提供実績記録票	様式1	新規	障害児支援の強化に伴い、障害児入所支援の支援実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。
	児童発達支援提供実績記録票	様式3	新規	障害児支援の強化に伴い、児童発達支援の支援実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。
	医療型児童発達支援提供実績記録票	様式4	新規	障害児支援の強化に伴い、医療型児童発達支援の支援実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。
	放課後等デイサービス提供実績記録票	様式5	新規	障害児支援の強化に伴い、放課後等デイサービスのサービス提供実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。
保育所等訪問支援提供実績記録票	様式6	新規	障害児支援の強化に伴い、保育所等訪問支援の支援実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。	



# 介護給付費・訓練等給付費等明細書(GH・CH以外)の記載における変更点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書  
(居宅介護、重篤訪問介護、同行援護、行動援護、重篤障害者等包括支援、調理入所、  
 在宅介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号		平成		年	月	日
助成自治体番号						
受給者証番号	指定事業所番号					
支給決定障害者等氏名	請求事業者 事業者及びその事業所の名称					
支給決定に係る障害者氏名	地域区分					
利用者負担上限月額 ①						
利用者負担上限額 管理事業所						
指定事業所番号						
管理結果						
管理結果額						
サービス種類	サービスコード	平成	年	月	日	サービス単位数
サービス内容						
サービスコード						
単位数						
回数						
サービス単位数						
摘要						
給付費明細表						
サービス種類コード						
サービス利用日数						
給付単位数						
単位数単価						
総費用額						
1割相当額						
利用者負担額②						
利用者負担額①						
A型減免						
運営後回割負担額						
上乗せ給付費						
決定利用者負担額						
請求額						
特別対策費						
自治体助成金請求額						
合計						
特定障害者特別給付費						
算定日額						
日数						
給付費請求額						
実費算定額						
枚中						
枚目						

同一事業所番号で括られた指定事業所が、一人の支給決定障害者等に複数事業のサービスを提供した際には、請求明細書は一枚のみ作成する。

対象サービス種類から「児童デイサービス」、「旧法施設支援」を削除。

「給付率」欄を削除。

「給付率に基づく請求額」欄を「1割相当額」欄に、  
 「給付率に基づく利用者負担額②」欄を「利用者負担額②」欄に変更。

「1割相当額」欄： 総費用額に10/100を乗じて得た額を記載する。  
 (端数処理: 小数点以下は切捨て)

「利用者負担額②」欄： 1割相当額を記載する。  
 ただし、法第三十一条が適用された受給者の場合、  
 「法第三十一条に基づく市町村が定める額」もしくは  
 「1割相当額」のうち小さい額を記載する。

「助成金」欄を削除。





# 地域相談支援給付費明細書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「3」の事業所が使用する様式。

(様式第五)

地域相談支援給付費明細書

市町村番号										平成			年	月	日
受給者記番号										指定事業所番号	請求事業者	事業者及びその事業所の名称	地域区分	氏名	
サービス種別	サービスコード	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	サービス種別コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	給付費請求額		
サービス種別コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	給付費請求額	合計	教中	教日							

**同一事業所番号で括られた指定事業所が、一人の支給決定障害者等に複数事業のサービスを提供した際には、請求明細書は一枚のみ作成する。**

地域相談支援提供時には、当該サービス種別の番号を記載し、開始年月日、終了年月日、利用日数の該当項目を記載する。

- ① 「サービス内容」欄に、サービスコード表に記載された名称を記載する。
- ② 「サービスコード」欄に、サービスコード表に記載されたサービスコードを記載する。
- ③ 「単位数」欄に、サービスコード表に記載された単位数を記載する。
- ④ 「回数」欄に、当該月における算定回数を記載する。
- ⑤ 「サービス単位数」欄に、単位数に回数を乗じて算出した単位数を記載する。

- ① 「サービス種類コード」欄に、サービスコードの上2桁の番号及び名称を記載する。
- ② 「サービス利用日数」欄に、当該月におけるサービス提供実日数を記載する。
- ③ 「給付単位数」欄に、サービス単位数の合計を記載する。
- ④ 「単位数単価」欄に、当該事業所に適用される1単位の単価を記載する。
- ⑤ 「総費用額」欄に、給付単位数に単位数単価を乗じて得た額を記載する。  
(端数処理: 小数点以下は切捨て)
- ⑥ 「給付費請求額」欄に、実際に請求する額を記載する。
- ⑦ 「合計」欄に、各欄の合計額を記載する。



# 特例介護給付費・特例訓練等給付費等請求書の記載における変更点

本様式は、登録事業所番号(10桁)の3桁目が「4」の事業所が使用する様式。

(様式第九)

特例介護給付費・特例訓練等給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先) 殿

請求事業者

登録事業所番号	
住所 (所在地)	
電話番号	
名称	
職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成 年 月 分

請求金額

区分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成金
特例介護給付費							
特別訓練等給付費							
高額障害福祉サービス費							
自治体助成金							
小計							
小計							
合計							

請求書の作成は、事業所番号単位で行い、同一事業所番号で管理される事業所の特例介護給付費等の請求は、一括で行う。

様式番号を「様式第五」から「様式第九」に変更。

当該登録事業所番号単位での

- ① 特例介護給付費
- ② 特例訓練等給付費
- ③ 高額障害福祉サービス費
- ④ 自治体助成額

の請求合計額を記載する。

「処遇改善助成金」欄を削除。











# 共同生活介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「2」の事業所が使用する様式。

平成 年 月 分		共同生活介護サービス提供実績記録票									
受給者証番号		支給決定障害者氏名				事業所番号				事業者及びその事業所	
日付	曜日	支援実績						利用者確認印	備考		
		サービス提供の状況	夜間支援体制加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	自立生活支援加算	日中支援加算				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
合計			回	回	回	回	回				

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「夜間支援体制加算」欄について、  
 夜間支援体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たす場合は「1」、  
 夜間支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす場合は「2」を記載する。  
 ※ いずれもサービス提供日に限る。

# 施設入所支援提供実績記録票の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「3」の事業所が使用する様式。

平成 年 月 分		施設入所支援提供実績記録票									
受給者証番号		支給決定障害者氏名						事業所番号			
補足給付適用の有無		補足給付額(日額)		円/日		事業者及びその事業所					
日付	曜日	支援実績			実費算定額				利用者確認印	備考	
		サービス提供の状況	入院・外泊時加算	入院時支援特別加算	食費の単価	朝食 円/日	昼食 円/日	夕食 円/日			光熱水費の単価 円/日
1					朝食	昼食	夕食	光熱水費			
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
合計			回	回	回	回	回	回	円	円	
					各小計				円	円	
					実費合計額				円		
入所時特別支援加算	利用開始日			30日目			当月算定日数				
地域移行加算	入所中算定日			退所日			退所後算定日				

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「土日等日中支援加算」欄を削除。

「入院・外泊時加算」欄について、入院・外泊時加算(I)が算定される日に「1」、入院・外泊時加算(II)が算定される日に「2」を記載する。





# 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「3」又は「4」の事業所が使用する様式。

平成 年 月 分 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票

支給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号
		事業者及びその事業所

日付	曜日	支援実績					利用者確認印	備考
		サービス提供の状況	夜間防災・緊急時支援体制加算	食事提供加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
合計			回	回	回	回	回	

初期加算	利用開始日	30日目	当月算定日数
地域移行加算	入所中算定日	退所日	退所後算定日

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄を追加。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たす場合は「1」、  
 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす場合は「2」、  
 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)それぞれの算定要件を満たす場合は「3」を記載する。

※ すべてサービス提供日に限る。





# 共同生活援助サービス提供実績記録票の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「2」の事業所が使用する様式。

平成 年 月 分		共同生活援助サービス提供実績記録票										
受給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号								事業者及びその事業所	備考	
日付	曜日	支援実績					利用者確認印	備考				
		サービス提供の状況	夜間防災・緊急時支援体制加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	自立生活支援加算			日中支援加算			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
合計												

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「夜間防災体制加算」欄を「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄に変更。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たす場合は「1」、  
 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす場合は「2」、  
 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)それぞれの算定要件を満たす場合は「3」を記載する。

※ すべてサービス提供日に限る。





# 障害児通所給付費・入所給付費等請求書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

(様式第一)

障害児通所給付費・入所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先) 殿

指定事業所番号	
住所 (所在地)	
電話番号	
名称	
職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成		年		月分	
----	--	---	--	----	--

請求金額

請求金額		百		十		円
------	--	---	--	---	--	---

区分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成額
通所給 付費							
入所給 付費							
小計							
特定入所障害児食費等給付費							
合計							

請求書の作成は、事業所番号単位で行い、  
同一事業所番号で管理される事業所の障害児通所給付費・入所給  
付費等の請求は、一括で行う。

当該事業所番号単位での

- ① 障害児通所給付費
- ② 障害児入所給付費
- ③ 特定入所障害児食費等給付費(補足給付費)
- ④ 特別対策費
- ⑤ 自治体助成額

の請求合計額を記載する。

サービス種別単位に添付される請求明細書の集計額等を記載する。

- ① 件数
- ② 総単位数
- ③ 費用合計(100/100の額)
- ④ 給付費請求額
- ⑤ 特別対策費請求額
- ⑥ 利用者負担額
- ⑦ 自治体助成額

を記載する。  
③=④+⑤+⑥+⑦ となる。





# 特例障害児通所給付費等請求書の記載における留意点

本様式は、登録事業所番号(10桁)の3桁目が「8」の事業所が使用する様式。

(様式第四)

特例障害児通所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先) 殿

下記のとおりに請求します。

登録事業所番号	
住所 (所在地)	
電話番号	
名称	
職・氏名	

平成 年 月 日

請求金額 百万 千

区分	件数	単位数	費用合計	給付費請求額	特別対策費請求額	利用者負担額	自治体助成額
特例障害児通所給付費							
小計							
高額障害児通所給付費							
小計							
合計							

**請求書の作成は、事業所番号単位で行い、同一事業所番号で管理される基準該当事業所の特例障害児通所給付費等の請求は、一括で行う。**

当該事業所番号単位での

- ① 特例障害児通所給付費
- ② 高額障害児通所給付費
- ③ 自治体助成額

の請求合計額を記載する。

サービス種別単位に添付される請求明細書の集計額等を記載する。

- ① 件数
- ② 総単位数
- ③ 費用合計(100/100の額)
- ④ 給付費請求額
- ⑤ 特別対策費請求額
- ⑥ 利用者負担額
- ⑦ 自治体助成額

を記載する。  
③=④+⑤+⑥+⑦ となる。

# 特例障害児通所給付費等明細書の記載における留意点

本様式は、登録事業所番号(10桁)の3桁目が「8」の事業所が使用する様式。

(様式第五)

特例障害児通所給付費等明細書

市町村番号										平成		年		月分			
助成自治体番号										登録事業所番号							
受給者証番号										請求事業者 事業者及びその事業所の名称							
通所給付決定保護者氏名																	
通所給付決定に係る障害児氏名																	
利用者負担上限月額①										指定事業所番号		管理結果		管理結果額			
利用者負担上限額										管理事業所		事業所名称					
サービス種別		平成	年	月	日	平成	年	月	日	平成	年	月	日	平成	年	月	日
サービス内容		サービスコード		単位数	回数	サービス単位数		摘要									
サービス種類コード		サービス利用日数		給付単位数	単位数単価	総費用額		1割相当額		利用者負担額②		調整後利用者負担額		国庫管理利用者負担額		決定利用者負担額	
請求額		給付費		請求額		特例料算費		自治体助成金請求額									

**同一事業所番号で括られた基準該当事業所が、一人の障害児に複数事業の支援を提供した際には、請求明細書は一枚のみ作成する。**

受給者証に記載された利用者負担上限月額を記載する。

利用者負担の上限額管理結果を記載する。

障害児通所支援提供時には、当該サービス種別の番号を記載し、開始年月日、終了年月日、利用日数の該当項目を記載する。

- ① 「サービス内容」欄に、サービスコード表に記載された名称を記載する。
- ② 「サービスコード」欄に、サービスコード表に記載されたサービスコードを記載する。
- ③ 「単位数」欄に、サービスコード表に記載された単位数を記載する。
- ④ 「回数」欄に、当該月における算定回数を記載する。
- ⑤ 「サービス単位数」欄に、単位数に回数を乗じて算出した単位数を記載する。

- ① 「サービス種類コード」欄に、サービスコードの上2桁の番号及び名称を記載する。
- ② 「サービス利用日数」欄に、当該月における支援提供実日数を記載する。
- ③ 「給付単位数」欄に、サービス単位数の合計を記載する。
- ④ 「単位数単価」欄に、当該基準該当事業所に適用される1単位の単価を記載する。
- ⑤ 「総費用額」欄には、給付単位数に単位数単価を乗じて得た額を記載する。(端数処理:小数点以下は切捨て(⑥も同じ))
- ⑥ 「1割相当額」欄には、総費用額に10/100を乗じて得た額を設定する。
- ⑦ 「利用者負担額②」欄には、⑥を記載する。ただし、法第二十一条の五の十一が適用された受給者の場合、「法第二十一条の五の十一に基づく市町村が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を記載する。
- ⑧ 「上限月額調整」欄に、⑦又は負担上限月額のうち小さい額を記載する。
- ⑨ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。
- ⑩ 「給付費・請求額」欄に⑤から⑨を控除した額を記載する。
- ⑪ 「合計」欄には、各欄の合計額を記載する。



# 障害児入所支援提供実績記録票の記載における留意点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

**実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の入所給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。**

平成 年 月 分		障害児入所支援提供実績記録票									
受給者証番号	給付決定保護者氏名(障害児氏名)	事業所番号								事業所及びその事業所	
補足給付適用の有無	補足給付額(日額)	円/日									
日付	曜日	支援実績				実費算定額				備考	
		サービス提供の状況	入院・外泊時加算	入院時支援特別加算	自活訓練加算	食費の単価	朝食	昼食	夕食		光熱水費の単価
						朝食	昼食	夕食	光熱水費		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
合計						回	回	回	回	円	円
地域移行加算	入所中算定日	退所日	退所後算定日								

- ① 「食費の単価」欄に、都道府県知事に届け出た食費の単価を、毎食単位又は一日単位の額で記載する。
- ② 「光熱水費の単価」欄に、都道府県知事に届け出た光熱水費の単価を、一月単位又は一日単位の額で記載する。

- ③ 「曜日」欄に、当該支援提供年月における各日付の曜日を記載する。
- ④ 「サービス提供の状況」欄に、実際に支援を提供した内容に基づいて、次のとおり記載する。
  - ・入院の初日・・・「入院」
  - ・入院の中日・・・「入院」
  - ・入院から共同生活住居に戻った日・・・「入院」
  - ・外泊の初日・・・「外泊」
  - ・外泊の中日・・・「外泊」
  - ・外泊から共同生活住居に戻った日・・・「外泊」
  - ・外泊から入院に移行した日・・・「外泊→入院」
  - ・入院から外泊に移行した日・・・「入院→外泊」
  - ・入院から共同生活住居に戻り同一日において外泊に移行した日・・・「入院→共同生活住居に戻る→外泊」
  - ・外泊から共同生活住居に戻り同一日において入院に移行した日・・・「外泊→共同生活住居に戻る→入院」
- ⑤ 「入院・外泊時加算」欄に、入院・外泊時加算(Ⅰ)が算定される日に「1」、入院・外泊時加算(Ⅱ)が算定される日に、「2」を記載する。
- ⑥ 「入院時支援特別加算」欄に、入院時支援特別加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- ⑦ 「自活訓練加算」欄に、自活訓練加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- ⑧ 「朝食・昼食・夕食」欄に、利用契約に従って、食事の提供を行ったときは、各食ごとに「1」を記載する。
- ⑨ 「光熱水費」欄に、利用契約に従って、施設が費用を徴収する日については「1」を記載する。

各欄の合計を記載する。

- ① 「入所中算定日」欄に、入所中において地域移行加算が算定される支援を行った日を記載する。
- ② 「退所日」欄に、障害児が当該障害児入所施設等を退所した日を記載する。
- ③ 「退所後算定日」欄に、退所後において地域移行加算が算定される支援を行った日を記載する。









# 請求明細書の「請求額集計欄」の記載方法の変更について

## 1 法第三十一条が適用されていない受給者の例

(利用者負担上限月額 9,300円の場合、法第三十一条に基づく市町村が定める額 5,000円)

サービス種類コード		1	1	居宅介護			合計								
サービス利用日数		2	3	日											
給付単位数			1	5	0	2	8								
単位数単価				1	0	円/単位									
総費用額		1	5	0	2	8	0	1	5	0	2	8	0		
1割相当額			1	5	0	2	8								
利用者負担額②			1	5	0	2	8								
上限月額調整(①②の内少ない数)				9	3	0	0		9	3	0	0			
A型減免	事業者減免額														
	減免後利用者負担額														
調整後利用者負担額															
上限額管理後利用者負担額															
決定利用者負担額				9	3	0	0		9	3	0	0			
請求額	給付費	1	4	0	9	8	0	1	4	0	9	8	0		
	特別対策費														
自治体助成分請求額															

- ① 「1割相当額」欄に、総費用額の1割相当の額を記載する。  
例の場合、総費用額は「150,280円」であり、1割相当額は「15,028円」である。
  - ② 「利用者負担額②」欄に、法第三十一条が適用されない受給者については、総費用額の1割相当の額を記載する。  
例の場合、法第三十一条が適用されないため、1割相当額の「15,028円」を記載する。
  - ③ 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄に、「利用者負担額②」に記載されている額と、利用者負担上限月額のうち小さい額を記載する。  
例の場合、利用者負担額②は「15,028円」であり、利用者負担上限月額は「9,300円」であるため、小さい額の「9,300円」を記載する。
  - ④ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。
  - ⑤ 「給付費・請求額」欄に総費用額から決定利用者負担額を引いた額を記載する。  
例の場合、総費用額は「150,280円」であり、決定利用者負担額は「9,300円」であるため、給付費・請求額には「150,280 - 9,300 = 140,980円」を記載する。
- ※ 法第三十一条に基づく市町村が定める額は、児童福祉法において、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額とする。

## 2 法第三十一条が適用される受給者の例

(利用者負担上限月額 9,300円、法第三十一条に基づく市町村が定める額 5,000円)

サービス種類コード		1	1	居宅介護			合計						
サービス利用日数		2	3	日									
給付単位数			1	5	0	2	8						
単位数単価				1	0	円/単位							
総費用額		1	5	0	2	8	0	1	5	0	2	8	0
1割相当額			1	5	0	2	8						
利用者負担額②				5	0	0	0						
上限月額調整(①②の内少ない数)				5	0	0	0						
請求額集計欄	A型減免												
	事業者減免額												
減免後利用者負担額													
調整後利用者負担額													
上限額管理後利用者負担額													
決定利用者負担額				5	0	0	0						
請求額		1	4	5	2	8	0	1	4	5	2	8	0
特別対策費													
自治体助成分請求額													

① 「1割相当額」欄に、総費用額の1割相当の額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、1割相当額は「15,028円」である。

② 「利用者負担額②」欄に、法第三十一条が適用される受給者については、「法第三十一条に基づく市町村が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を記載する。

例の場合、法第三十一条に基づく市町村が定める額は「5,000円」であり、1割相当額は「15,028円」であるため、小さい額の「5,000円」を記載する。

③ 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄に、「利用者負担額②」に記載されている額と、利用者負担上限月額のうち小さい額を記載する。

例の場合、利用者負担額②は「5,000円」であり、利用者負担上限月額は「9,300円」であるため、小さい額の「5,000円」を記載する。

④ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。

⑤ 「給付費・請求額」欄に総費用額から決定利用者負担額を引いた額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、決定利用者負担額は「5,000円」であるため、給付費・請求額には「150,280 - 5,000 = 145,280円」を記載する。

※ 法第三十一条に基づく市町村が定める額は、児童福祉法において、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額とする。

### 3 新体系定着支援にかかる請求を行う場合の例

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要											
		6	3	5	1	3	8	2	5	5						
		6	4	2		1	2	8								
		1	5	0	1		1	5	0							
		3	0	1	2		3	6	0							
生	生	2	2	5	0	7	0	4	2	1	5	5	4	6		
		2	2	6	5	8	5	6	1	3	1	8	3			
		2	2	6	5	9	0	2	7	3	0	8	1	0		
生	生	2	2	7	0	6	2	2	6	5	1	5	3	9	7	5
		2	2	6	6	6	5	2	4	5	1	2	4	5		
生	生	2	2	9	9	9	0	1	0	0	1	5	1	5	0	0

新体系定着支援にかかる請求を行う場合

サービス種類コード	2	2	生活介護	2	2	生活介護					合計						
サービス利用日数	1	5	日	1	5	日	日	日	日	日	日						
給付単位数	1	4	6	5	2	1	5	0	0	0	1	6	1	5	2		
単位数単価			1	0	円	1	0	円	1	0	円	1	0	円	1	0	円
総費用額	1	4	6	5	2	0	1	5	0	0	0	1	6	1	5	2	0
1割相当額	1	4	6	5	2	0	0	0	0	0	0	1	4	6	5	2	0
利用者負担額②	1	4	6	5	2	0	0	0	0	0	0	1	4	6	5	2	0
上限月額調整(①②の内少ない数)	1	4	6	5	2	0	0	0	0	0	0	1	4	6	5	2	0
事業者減免額																	
調整後利用者負担額																	
上限額管理利用者負担額	1	4	6	5	2	0	0	0	0	0	0	1	4	6	5	2	0
決定利用者負担額	1	4	6	5	2	0	0	0	0	0	0	1	4	6	5	2	0
請求額	1	3	1	8	6	8	0	0	0	0	0	1	3	1	8	6	8
特別対策費							1	5	0	0	0	1	5	0	0	0	0
自給体助成分請求額																	

新体系定着支援を算定する場合、給付費とは別の欄に記載する。

① 新体系定着支援にかかる請求を行う場合、利用者負担が発生しないため、以下の記入欄については、0円を記載する。

- 「1割相当額」欄
- 「利用者負担額②」欄
- 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄
- 「調整後利用者負担額」欄
- 「上限額管理利用者負担額」欄
- 「決定利用者負担額」欄
- 「給付費・請求額」欄

② 「特別対策費・請求額」欄に、「総費用額」欄と同額を記載する。

例の場合、総費用額は「15,000円」であるため、特別対策費・請求額には「15,000円」を記載する。

#### 4. 18歳以上の障害児施設入所者に係る報酬算定について

## 報酬算定の考え方について

- 18歳以上の障害児施設入所者について、引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、生活介護サービス費の経過的な生活介護サービス費及び施設入所支援サービス費の経過的な施設入所支援サービス費を適用する。
- 経過的な生活介護サービス費及び経過的な施設入所支援サービス費は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を按分した単位数とする。
- 按分する割合は、通常的生活介護サービス費及び施設入所支援サービス費の報酬単位を合算した際的生活介護又は施設入所支援の割合及び生活介護の決定支給量が原則の日数(当該月の日数から8日を控除した日数)であることを踏まえ、生活介護については、 $94/100$ 、施設入所支援については、 $32/100$ とする。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 地域区分は、障害児の地域区分が適用される。

# システム対応

## ①決定サービスコードの追加について

現在、障害児施設に入所している18歳以上の障害者が、特例により自立支援法の指定を受けた障害児施設を利用する場合の決定サービスコードは、下表のとおり。

コード名称	
基本決定コード	加算決定コード
224000:生活介護児童移行者対象者決定(知的障害児) 225000:生活介護児童移行者対象者決定(自閉症児) 226000:生活介護児童移行者対象者決定(盲児) 227000:生活介護児童移行者対象者決定(ろうあ児) 228000:生活介護児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	220917:生活介護児童移行者加算強度行動障害 220918:生活介護児童移行者加算重度重複 220919:生活介護児童移行者加算自活訓練 220920:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ)) 220921:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ)) 220922:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ)) 220923:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ)) 220924:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)
325000:施設入所支援児童移行者対象者決定(知的障害児) 326000:施設入所支援児童移行者対象者決定(自閉症児) 327000:施設入所支援児童移行者対象者決定(盲児) 328000:施設入所支援児童移行者対象者決定(ろうあ児) 329000:施設入所支援児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	320917:施設入所支援児童移行者加算強度行動障害 320918:施設入所支援児童移行者加算重度重複 320919:施設入所支援児童移行者加算自活訓練 320920:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ)) 320921:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ)) 320922:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ)) 320923:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ)) 320924:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)

## ②地域区分の設定について

○障害福祉サービスに、障害児の既存の地域区分コード(下表)を追加する。

区分	コード名称	
地域区分コード	児童施設経過措置事業所	21:一級地(旧障害児施設)      25:五級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設)      26:六級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設)      27:七級地(旧障害児施設) 24:四級地(旧障害児施設)      28:その他(旧障害児施設)

○当該地域区分を適用するかを判定可能とするため、事業所情報の「みなし指定の有無」を生活介護、施設入所支援において設定可能とする。

また、「みなし指定の有無」が「有り」の場合、障害児入所支援の報酬を算定し、障害児の地域区分が適用される。

### 設定のイメージ

事業所異動連絡票情報(サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	...	サービス種類コード	...	地域区分コード	...	みなし指定の有無	...
2012.04.01	1:新規	9911111111	...	22	...	21:一級地(旧障害児施設)	...	2:有り	...

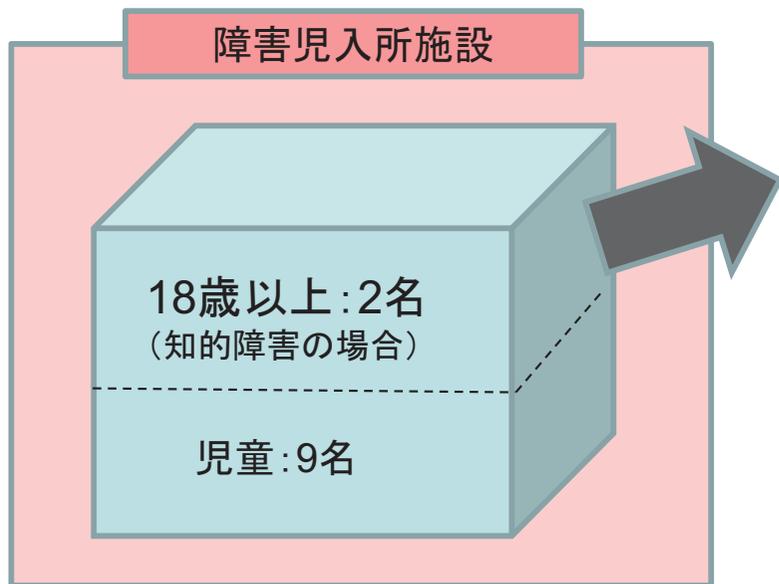
サービス種類が「22:生活介護」、「32:施設入所支援」で、みなし指定の有無が「2:有り」の場合に、地域区分コード「21~28」の設定が可能

### ③報酬の算定について

介護給付費等単位数サービスコード表に、経過的生活介護サービス及び経過施設入所支援サービスの請求サービスコードを新たに設ける。

請求においては、経過的生活介護サービスと経過施設入所支援サービスのそれぞれのコードを組み合わせて請求する。

#### 18歳以上の入所者に係る請求例



○18歳以上の2名については、経過的生活介護及び経過施設入所サービス費それぞれの「イ 知的障害の場合」で、定員区分「11人以上20人以下」の報酬を算定する。

サービスコード	サービス内容略称	単位数
224141	経過的生介児入5	504
324141	経過施設入所児入5	172

※加算を算定する場合は、経過的生活介護及び経過施設入所支援サービス費それぞれの加算コードを設定する。

### ④実績記録票について

実績記録票については、別途、紙等で市町村に提出する。

支払等システムの点検において、警告(PP15)が発生するが、市町村での審査をお願いしたい。

## ⑤施行当初の支払点検実施範囲について

当該経過措置における施行当初の点検実施範囲は以下のとおりであり、「×：見送り」としている点検内容については、平成24年度中の対応を予定している。なお、詳細な実施時期は別途連絡する。

○：当初より点検を実施    ×：見送り    -：点検無し

No	点検内容	点検時突合台帳情報	
		事業所台帳	受給者台帳
1	本体報酬	○ 施設等の区分 × 利用定員数	○ 決定サービスコード
2	注 地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	○ 法人等種別コード	○ 決定サービスコード
3	注 利用者の数が利用定員を超える場合	○ 利用定員超過による減算の有無	○ 決定サービスコード
4	注 入所支援計画が作成されない場合	-	○ 決定サービスコード
5	注 児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	× 児童発達支援管理責任者専任加算の有無 × 利用定員数	-
6	注 職業指導員を配置している場合(1日につき)	× 職業指導員体制の有無 × 利用定員数	-
7	注 重度障害児支援加算	× 重度知的障害児収容棟設置の有無 肢体不自由児施設重度病棟設置の有無	○ 決定サービスコード
8	注 重度重複障害児加算	-	○ 決定サービスコード
9	注 強度行動障害児特別支援加算	○ 強度行動障害者特別支援加算の有無	○ 決定サービスコード
10	注 幼児加算	-	-
11	注 心理担当職員を配置している場合(1日につき)	× 心理担当職員配置加算の有無	-
12	注 看護師を配置している場合(1日につき)	○ 看護師配置加算の基準 × 利用定員数	-
13	入院・外泊時加算	× 利用定員数	-
14	自活訓練加算	○ 自活訓練加算(Ⅰ)の有無 自活訓練加算(Ⅱ)の有無	○ 決定サービスコード
15	入院時特別支援加算(月1回を限度)	-	-
16	福祉専門職員配置等加算	○ 福祉専門職員配置加算の有無	-
17	地域移行加算	-	-
18	栄養士配置加算	○(※) 栄養士配置加算の基準 × 利用定員数	-
19	栄養マネジメント加算	○ 栄養士配置加算の基準	-
20	小規模グループケア加算	× 小規模グループケア加算の有無	-
21	福祉・介護職員処遇改善加算	○ 福祉・介護職員処遇改善加算の有無	-
22	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無	-
23	経過措置該当サービスであることを確認する点検	○ みなし指定の有無	-

※ 施設入所支援の場合のみ、点検を実施する

## 5. 福祉・介護職員処遇改善加算の報酬算定について(案)

## 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の創設について

### ●福祉・介護職員処遇改善加算【新設】

#### ○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)【新設】

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算。

##### 【算定要件】

障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様(加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす場合。)

#### ○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)【新設】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の90/100を加算。

##### 【算定要件】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件のうちキャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たさない場合。

#### ○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)【新設】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の80/100を加算。

##### 【算定要件】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件のうちキャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない場合。

### ●福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算。

##### 【算定要件】

福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。







## 6. 医療連携体制加算(Ⅲ)の報酬算定について

## 介護職員等によるたんの吸引等の評価に係る改定の概要

○看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等(\*)においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

\* 短期入所(医療型短期入所を除く。)、共同生活介護(ケアホーム)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助(グループホーム)。なお、宿泊型自立訓練、児童発達支援及び放課後等デイについては、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。

●医療連携体制加算(Ⅲ)【新設】500単位 (看護職員1人1日当たり)  
看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算(Ⅳ)【新設】100単位 (利用者1人1日当たり)  
介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

# 医療連携体制加算(Ⅲ)の請求方法等

## ① 趣旨

医療連携体制加算(Ⅲ)については、看護職員1人1日当たりと設定していることを踏まえ、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合等について、事業所の請求方法をお示しするもの。

## ② 請求単位数

以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

$$500\text{単位} \times \text{看護職員数} \div \text{当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者数} = \text{1人当たり単位数/日}$$

1単位未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

例. 4月中に、たんの吸引等が必要な利用者が3人いる事業所に、4月1日は看護職員2人が、4月20日は看護職員1人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500単位 × 2人) ÷ 3人 = 333.3単位 → 333単位/日(4月1日分)
  - ・ (500単位 × 1人) ÷ 3人 = 166.6単位 → 166単位/日(4月20日分)
- ⇒ 333単位 + 166単位 = 499単位/月(4月分)

※ (500単位 × 3人) ÷ 3人 = 500単位/月とするのではない。

## ③ 請求方法

上記②で算出した単位数について、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、以下のサービスコードにより請求する。ただし、請求回数は、実際に看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った回数にかかわらず、1回として請求すること。

サービスコード		算定項目	単位数
種類	項目		
〇〇(※)	9992	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	事業所において、上記②により算出された単位数を設定。

※ サービス種類コード(24:短期入所 等)

## 7. 事業所の指定更新について

# 事業所の指定更新について

## ○概要

指定障害福祉サービス事業者等の指定については、障害者自立支援法及び児童福祉法において、6年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって指定の効力を失うこととされており、事業者において指定の更新が必要となる。

システムにおいても、指定の更新情報を管理するため、所要の見直しを行う。

## ○システム対応

事業所の指定更新に関する情報を管理する項目を追加します。

基準該当事業所以外の事業所については、平成24年4月以降、事業所指定の有効期間等を設定する必要があります。

## ■追加項目

情報名	項目名	備考
事業所異動連絡票情報(サービス情報) 事業所訂正連絡票情報(サービス情報) 障害児施設異動連絡票情報(サービス情報) 障害児施設訂正連絡票情報(サービス情報)	指定有効開始年月日	指定有効開始年月日から指定有効終了年月日の期間が6年以内であること。
	指定有効終了年月日	
	指定更新申請中区分	指定有効期間が満了後、引き続き指定更新にかかる申請を行っている場合、指定更新申請中区分を設定すること。
	効力停止開始年月日	業務停止処分等が発生し、事業所指定の効力を一定期間停止する場合、効力停止期間を設定すること。
	効力停止終了年月日	

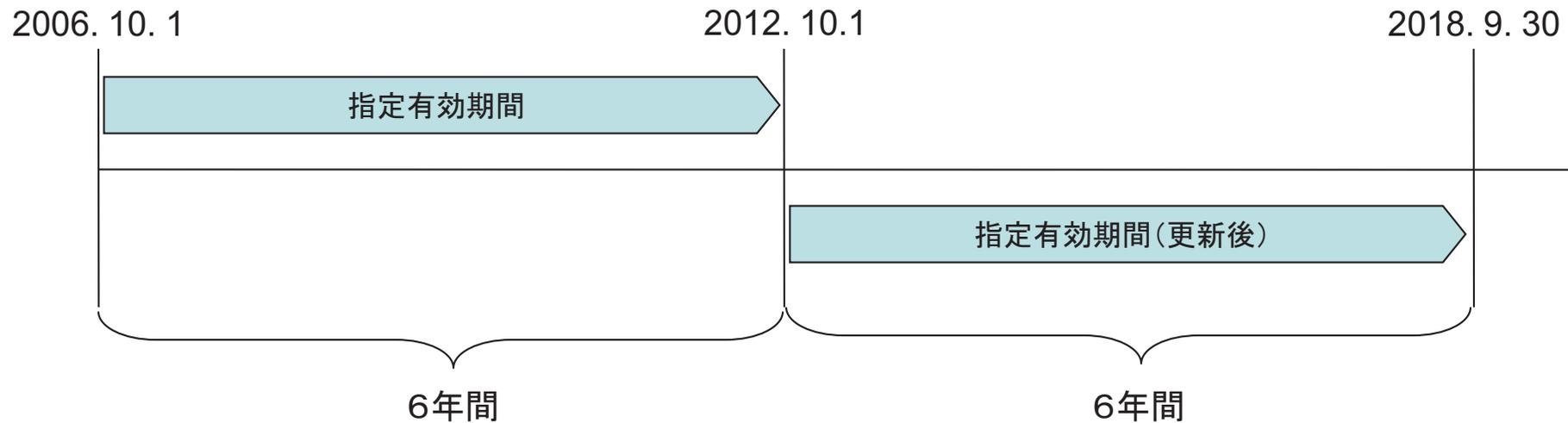
# 指定更新情報の設定例

## ■ 事業所指定の有効期間中に指定更新の手続きが完了した場合

指定有効期間： 平成18年10月1日～平成24年9月30日

指定有効期間(更新後)： 平成24年10月1日～平成30年9月30日

平成18年10月1日に事業所指定を受けた事業所は、平成24年9月30日で指定の期間が満了となるため、指定更新にかかる申請を行う必要がある。  
指定の有効期間内に更新の申請を行わない場合、その効力を失う。



## (1) 事業所指定の状況を提出する

(平成18年10月1日～平成24年9月30日まで指定を受けている場合)

- ① 異動年月日に、平成24年4月以降の年月を設定する。
- ② 指定有効開始年月日に、指定を開始する日付(平成18年10月1日)を設定する。
- ③ 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成24年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ④ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	指定有効開始年月日	指定有効終了年月日	指定更新申請中区分	効力停止開始年月日	効力停止終了年月日	...
2012.04.01	2:変更	9910011111	<u>2006.10.01</u>	<u>2012.09.30</u>	1:無し	—	—	...

## (2) 事業所指定を更新する

(平成24年10月1日～平成30年9月30日に更新する場合)

- ① 指定有効開始年月日に、指定を開始する日付(平成24年10月1日)を設定する。
- ② 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成30年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ③ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	指定有効開始年月日	指定有効終了年月日	指定更新申請中区分	効力停止開始年月日	効力停止終了年月日	...
2012.10.01	2:変更	9910011111	<u>2012.10.01</u>	<u>2018.09.30</u>	1:無し	—	—	...

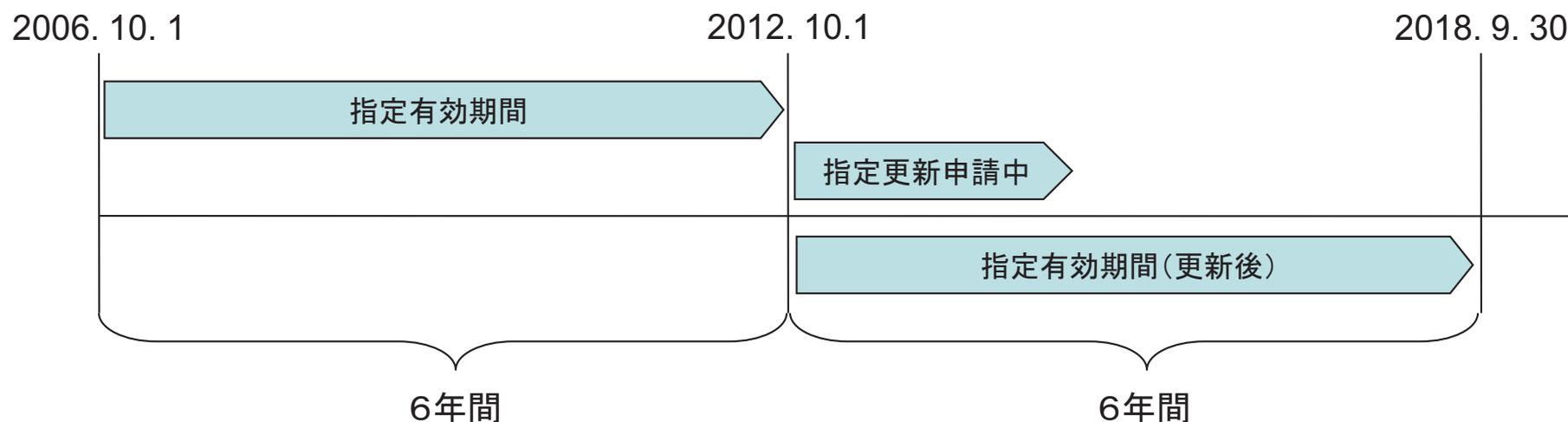
## ■ 事業所指定の有効期間中に指定更新の手続きが完了しない場合

指定有効期間： 平成18年10月1日～平成24年9月30日

指定有効期間(更新後)： 平成24年10月1日～平成30年9月30日

平成18年10月1日に事業所指定を受けた事業所は、平成24年9月30日で指定の期間が満了となるため、指定更新にかかる申請を行う必要がある。

指定の有効期間内に更新の申請を行ったが、指定の有効期間内に指定更新の手続きが完了しない場合、指定の効力は継続される。その場合、指定更新申請中であることを提出する必要がある。



## (1) 指定更新申請中であることを提出する

(平成18年10月1日～平成24年9月30日まで指定を受けている場合)

- ① 異動年月日に、指定の更新の申請があった年月を設定する。
- ② 指定有効開始年月日に、従前の指定有効期間の日付(平成18年10月1日)を設定する。
- ③ 指定有効終了年月日に、従前の指定有効期間の日付(平成24年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ④ 指定更新申請中区分に、「2:有り」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	事業所番号	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	指定更新 申請中区分	効力停止 開始年月日	効力停止 終了年月日	...
2012.10.01	2:変更	9910011111	<u>2006.10.01</u>	<u>2012.09.30</u>	2:有り	—	—	...

## (2) 事業所指定を更新する

(平成24年10月1日～平成30年9月30日に更新する場合)

- ① 指定有効開始年月日に、従前の指定有効期間の満了日の翌日の日付(平成24年10月1日)を設定する。
- ② 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成30年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ③ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

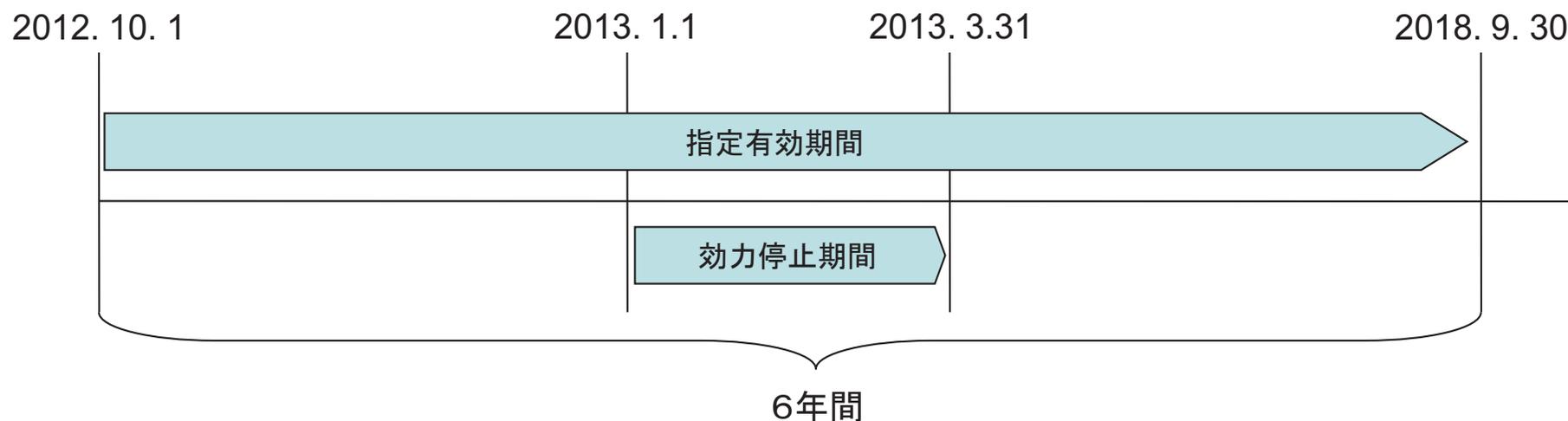
異動年月日	異動区分 コード	事業所番号	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	指定更新 申請中区分	効力停止 開始年月日	効力停止 終了年月日	...
2012.11.01	2:変更	9910011111	<u>2012.10.01</u>	<u>2018.09.30</u>	1:無し	—	—	...

■ 事業所指定の有効期間中に業務停止処分等が発生し、事業所指定の効力を一定期間停止する場合

指定有効期間： 平成24年10月1日～平成30年9月30日

効力停止期間： 平成25年 1月1日～平成25年3月31日

指定の有効期間内に業務停止処分等を受ける事業所が発生した場合、効力停止期間を提出する必要がある。



## (1) 事業所指定の効力を停止する

(平成24年10月1日～平成30年9月30日まで指定を受けている事業所について、平成25年 1月1日～平成25年3月31日まで事業所指定の効力を停止する場合)

- ① 異動年月日に、効力停止が発生した年月を設定する
- ② 指定有効開始年月日に、指定を開始する日付(平成24年10月1日)を設定する。
- ③ 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成30年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ④ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。
- ⑤ 効力停止開始年月日に、効力停止を開始(介護報酬の請求を停止)する日付(平成25年1月1日)を設定する。
- ⑥ 効力停止終了年月日に、効力停止を終了する日付(平成25年3月31日)を設定する。

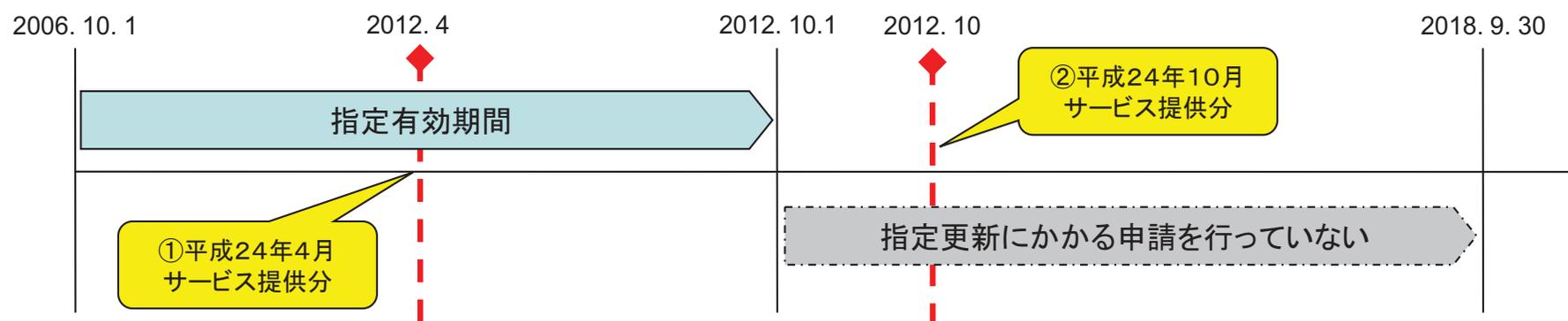
事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	指定有効開始年月日	指定有効終了年月日	指定更新申請中区分	効力停止開始年月日	効力停止終了年月日	...
2013.01.01	2:変更	9910011111	<u>2012.10.01</u>	<u>2018.09.30</u>	<u>1:無し</u>	<u>2013.01.01</u>	<u>2013.03.31</u>	...

# 事業所の請求に対する点検について(案)

支払等システムでは、事業所からの請求に対して、指定更新に関する情報を基に、以下の点検を実施することを検討している。なお、点検の実施時期等については、別途連絡する。

## 点検1) 指定の有効期間内における請求であること



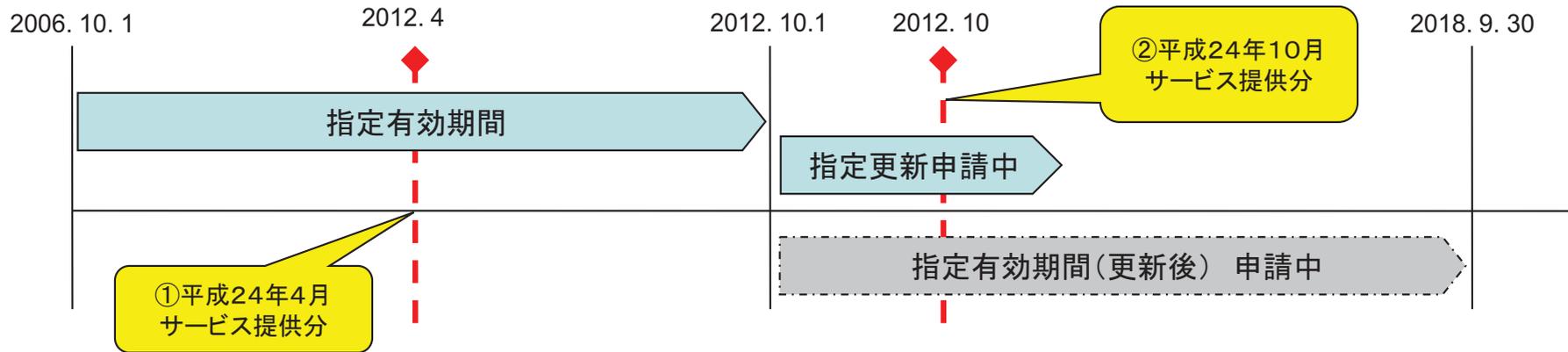
### 【点検で正常となる場合】

- ① 平成24年4月サービス提供分の請求の場合  
⇒ 指定有効期間内のサービス提供であるため、点検で正常となる。

### 【点検でエラーとなる場合】

- ② 平成24年10月サービス提供分の請求の場合  
⇒ 指定有効期間外のサービス提供であるため、点検でエラーとなる。

## 点検2) 指定の有効期間外の請求の場合、指定更新申請中であること



### 【点検で正常となる場合】

① 平成24年4月サービス提供分の請求の場合

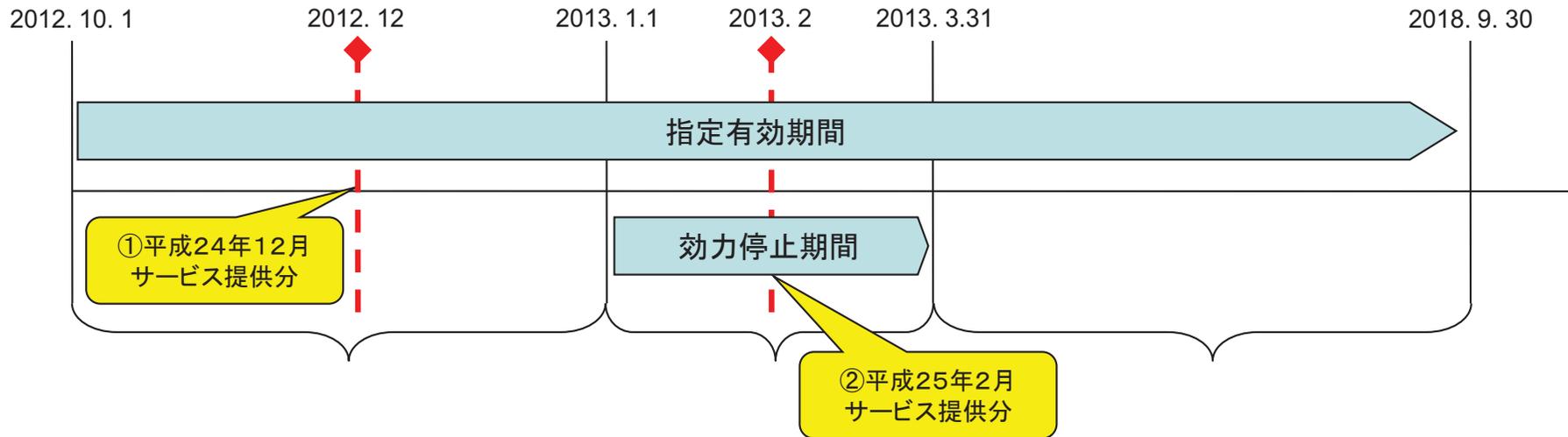
⇒指定有効期間内のサービス提供であるため、点検で正常となる。

② 平成24年10月サービス提供分の請求の場合

⇒指定有効期間外のサービス提供であるが、指定更新申請中であるため、点検で正常となる。

(※ 指定更新申請中でない場合、点検でエラーとなる。)

### 点検3) 指定の有効期間内における請求の場合、効力停止中でないこと



#### 【点検で正常となる場合】

- ① 平成24年12月サービス提供分の請求の場合

⇒指定有効期間内のサービス提供であり、かつ効力停止期間外のため、点検で正常となる。

#### 【点検でエラーとなる場合】

- ② 平成25年2月サービス提供分の請求の場合

⇒指定有効期間内のサービス提供であるが、効力停止期間内のサービス提供であるため、点検でエラーとなる。

## 8. 支払事務の委託等について

## 処遇改善助成金に係る支払事務の取扱い等について(案)

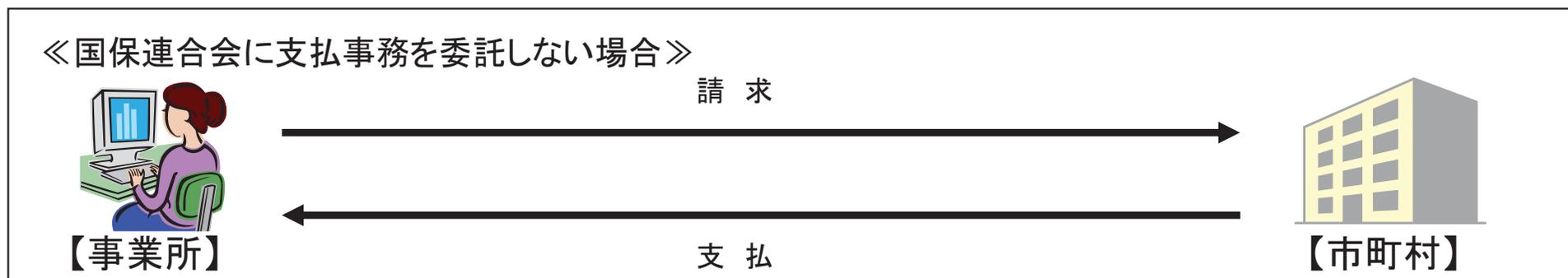
- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」、「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」につきましては、平成24年3月までの事業であり、また、「福祉・介護人材の処遇改善事業」の国保連合会における事務処理については、平成24年7月までとしていたところである。
- 先日成立した第4次補正予算において特別対策事業を平成24年度までに延長したことに伴い、その精算時期については、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」を改正し、平成24年度を超えて特別対策事業の精算等を行う必要がある場合は、平成25年12月まで延長することができることとする予定である。
- これに伴い、国保連合会に支払事務を委託している場合の「福祉・介護人材の処遇改善事業」、「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の国保連合会の支払事務(過誤調整、月遅れ請求の処理)の実施については、**平成25年12月支払分(11月請求分)まで**とすることを予定しているため、ご遺漏なきようお願いしたい。
- また、平成24年度の新規事業である「新体系定着支援事業」につきましても、国保連合会に支払事務の委託をできることとする予定であり、国保連合会における支払事務は平成25年12月支払分(11月請求分)までとする予定ですので、御了知下さい。  
そのため、当該事業の実施に関する都道府県と国保連合会との委託契約については、必要に応じて、事業の追加や契約期間を延長する等の措置をお願いしたい。

# 障害児通所給付費の支払事務の委託について (児童デイサービスの廃止、放課後等デイサービス等の新設に伴う請求先について)

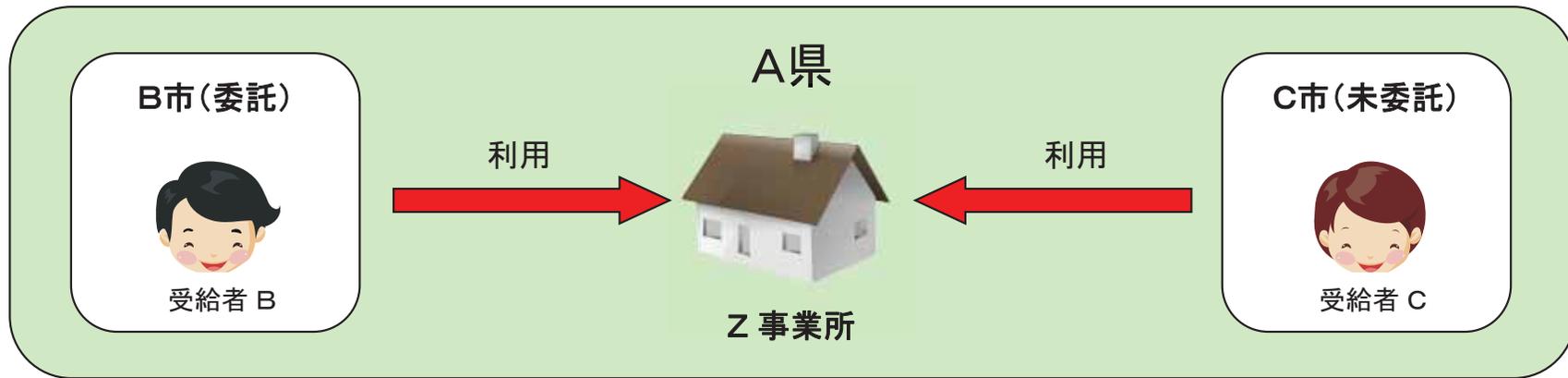
＜現行＞ 障害者自立支援法上のサービスについては、全市町村が国保連合会へ委託しているため、請求先は国保連合会



＜平成24年4月以降＞ 障害児通所給付費にかかる国保連合会への支払事務の委託状況により、請求先が国保連合会と市町村に分かれる



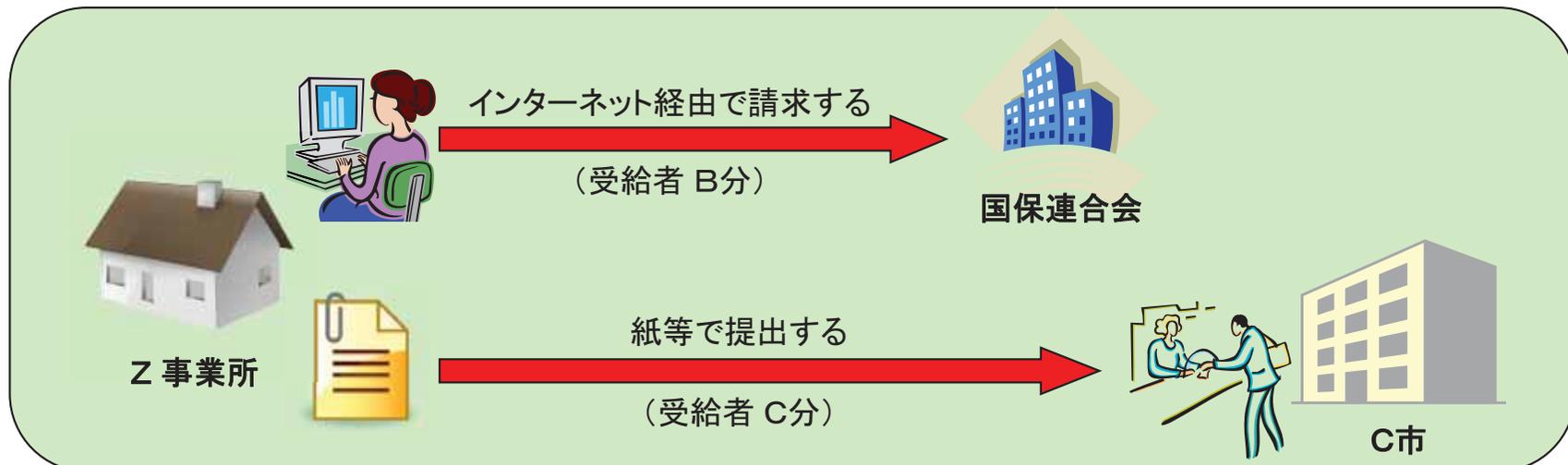
国保連合会に障害児通所給付費の支払事務の委託を行っているB市の受給者と委託を行っていないC市の受給者にサービス提供した場合



B市は、障害児通所給付費の支払事務を委託しているため、受給者Bに関する受給者情報は、国保連合会に登録されている。

C市は、障害児通所給付費の支払事務を委託していないため、受給者Cに関する受給者情報は、国保連合会に登録されていない。

したがって、Z事業所は、受給者Bに係る請求を国保連合会にインターネットで行い、受給者Cに係る請求をC市に対して紙等により行う。



## 平成24年度以降における障害福祉サービス費等の 支払に関する事務の委託手数料について

- 障害者自立支援法第29条第8項等に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国保連合会に委託する場合の委託手数料について、平成24年1月26日付事務連絡において平成24年度以降の考え方を示したところである。
- 都道府県・市町村におかれては、上記事務連絡の趣旨や地域の実情を踏まえ、平成24年度以降の委託手数料の設定について、国保連合会と調整願いたい。

事務連絡  
平成24年1月26日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(システム担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

平成24年度以降における障害福祉サービス費等の支払に関する  
事務の委託手数料について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法第29条第8項に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)に委託する場合の委託手数料に係る考え方を、平成24年度以降、下記のとおりとしますので、平成24年度以降の委託手数料の設定に当たっては、これを踏まえた額となるよう、都道府県・市町村と国保連との間で調整をお願いいたします。

記

- 1 障害福祉サービス費等の委託手数料については、これまで、総務省の「地方財政計画及び地方交付税単位費用積算基礎」(以下、「交付税単位費用積算基礎という。」)に、請求明細書1枚あたり200円の額が計上されてきたところである。
- 2 この度、国民健康保険中央会及び国保連において、平成18年度に導入した障害者自立支援給付支払システムの機器更改を平成24年度に予定しており、国保連における機器も含め一括して国民健康保険中央会において導入し、かかる経費はリースとし、国からの補助金と委託手数料の増額で対応することとなったところである。
- 3 これを踏まえ、平成24年度の予算要求において、委託手数料の増額について、総務省に対し200円を210円に増額することを要求し、総務省に認められ、平成24年度交付税単位費用積算基礎に計上されることとなったところである。
- 4 今回の委託手数料の増額は、総務省との間で、障害者自立支援給付支払システムの機器更改のためのリース料と明確に位置づけていることから、都道府県・市町村におかれては、国保連との間で十分な調整を行い、各都道府県の実情を踏まえて適切な対応をお願いしたい。

【参考:委託手数料10円増の考え方】

年間機器リース料 2億円(1/2国庫補助 1/2手数料負担)

1億円(平成24年度予算(案) 中央会へ補助)

1億円(手数料10円分) 明細書1,000万枚程度×10円=1億円

# 円滑施行に向けての都道府県・市町村へのお願い

## ○事業所台帳の整備

平成24年4月施行分の「相談支援の充実」、「障害児支援の強化」及び「報酬改定」による新たなサービスの創設に伴い、新設サービスの指定事業所及びみなし指定事業所に係る異動連絡票情報の提出等、事業所台帳の整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備もれ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県におかれては、事業所情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

なお、障害児通所支援については、実施主体が市町村へ移管されることから、障害児給付費支払事務にかかる連合会委託の有無にかかわらず、事業所台帳を整備いただく必要がある。

## ○国保連合会への委託について

児童デイサービスの障害者自立支援法から児童福祉法への移行に伴い、障害児通所給付費に係る国保連合会への支払事務の委託状況により、事業者の請求先が国保連合会と市町村に分かれることとなる。

事業者の請求において混乱が生じることのないよう、国保連合会への委託及び事業者への周知等十分に配慮願いたい。

## ○事業者への周知について

都道府県におかれては、平成24年4月施行分について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、報酬の考え方、新設サービスの届出、各種加算の届出等、事業者に対し周知願いたい。

## 9. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

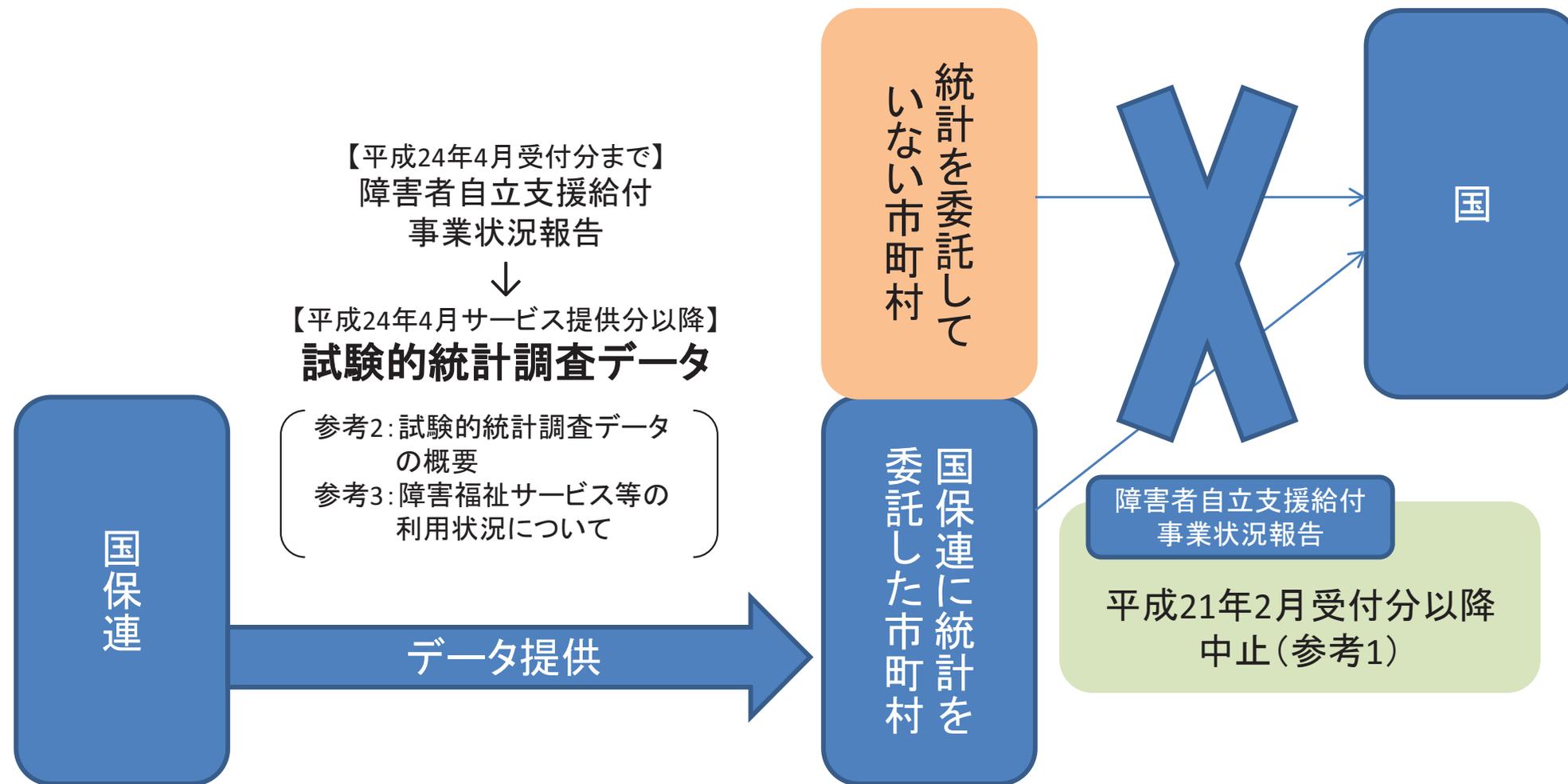
No	区分	質問	回答
1	相談支援の充実	計画相談支援の支給期間について、受給者証例においては、年月となっているが、インタフェース仕様書では年月日を設定することとなっている。この場合、開始年月日及び終了年月日の(日)はどのように設定すればよいか。	開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定することとする。
2	相談支援の充実	事務処理要領(案)において、計画相談支援給付費の支給開始月は、新規に計画相談支援給付費の対象となる者については、「サービス利用支援を実施する月(サービス等利用計画を作成する月)」とされているが、サービス利用支援を実施する月が障害福祉サービス等の支給開始月の前月となるような場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)の項番16「所得区分コード」及び項番19「利用者負担上限月額」はどのように設定するのか。	所得区分コードには「99:その他」を、利用者負担上限月額には「0円」をそれぞれ設定することとする。 なお、翌月以降の障害福祉サービス等に係る受給者異動連絡票情報送付時に、認定した所得区分及び決定した利用者負担上限額を設定することとする。
3	相談支援の充実	地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日の場合でも退院又は退所日が属する月に算定するのか。	退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定できるものとする。 なお、この場合、支払等システムの点検において、「EL63(※受付:退院・退所日がサービス提供年月と一致しません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。
4	報酬改定	インタフェース仕様書(事業所編)(6)介護給付費等明細書集計情報レコード等の「単位数単価」の桁数は、整数部2桁、小数部3桁とされているが、平成24年4月以降においては、訪問系サービスの基準該当事業所において、小数部4桁となる場合がある。この場合は、小数部4桁目を四捨五入すればよいか。	お見込みのとおり。
5	報酬改定	障害者における1単位数単価の見直しに当たっての経過措置において、平成24年度は17区分、平成25年度は14区分、平成26年度は20区分、平成27年度は7区分とされているが、システムにおける地域区分コードは、それぞれの年度において、どのコードを使用するのか。	それぞれの年度において、インタフェース仕様書共通編 1.4コード一覧の項番16「地域区分コード」における次のコードを使用する。 平成24年度 01:一級地～16:十六級地、20:その他 平成25年度 01:一級地～13:十三級地、20:その他 平成26年度 01:一級地～19:十九級地、20:その他 平成27年度 01:一級地～06:六級地、20:その他
6	障害児支援	18歳以上の重症心身障害児(者)通園事業利用者については、基本的には、新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこととされているが、施行日までに障害程度区分の認定が間に合わない等やむを得ない場合には、区分認定なしで支給決定を行っても差し支えないとされており、その際には、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることとされている。 これは、具体的にはどのような報酬単価となるのか。 また、システムにおける支給決定コードはどのコードを使用するのか。	生活介護サービス費の各定員ごとの区分5の報酬を適用する。 システムにおける支給決定コードは、「222000:生活介護経過的措置対象者決定」を使用する。 なお、この場合、支払等システムの点検において、「PA58(※資格:受給者の障害程度区分が算定要件を満たしていません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。

No	区分	質問	回答
7	その他	旧法施設における退所時特別支援加算及び障害児施設給付費における地域移行加算の算定については、退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定することとされているが、平成24年3月に退所し、4月に加算の算定要件を満たす支援を行った場合は、どのように請求するのか。	平成24年3月サービス提供分として、3月分の本体報酬等と併せて請求するものとする。
8	その他	インタフェース仕様書(都道府県編)事業所訂正連絡票情報(サービス情報)等の「障害児施設区分」のバイト数が「1」となっているが、インタフェース仕様書(共通編)の「障害児施設区分(障害児給付費)」のバイト数は「2」となっている。どちらのバイト数が正しいのか。	インタフェース仕様書(都道府県編)の記載誤り。 正しくは、別添1のとおりである。
9	その他	インタフェース仕様書における過誤申立情報の申立事由コードについて、共通編、都道府県編、市町村編それぞれにおいて、コードの説明が以下のとおり異なるが、どちらの記載が正しいのか。 【申立理由番号】(下2桁) 共通編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 都道府県編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 市町村編 32:提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ	インタフェース仕様書(共通編)(都道府県編)の記載誤り。 正しくは、別添2のとおりである。
10	その他	インタフェース仕様書(市町村編)補装具費支給レコードの項番9～13において、「※5:障害福祉サービス、または障害児支援の受給者ではない場合に設定する。」との記載があるが、どのようなケースにおいて設定するのか。	インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。 正しくは、別添3のとおりである。
11	その他	インタフェース仕様書(都道府県編)事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「事業運営安定化事業による助成の有無」の項目があるが、事業運営安定化事業は、平成24年3月までの事業であり、平成24年4月以降は、新体系定着支援事業となると認識している。 インタフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」と記載されているが、これは「新体系定着支援事業」の誤りではないか。 そうであれば、インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリックス表では、障害児支援のサービス種類に「○」が記されていないが、該当サービスがないということか。	インタフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」を「新体系定着支援事業」に読み替える。 インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリックス表は、記載誤りである。 正しくは、別添4のとおりである。

## 10. その他

(市町村における障害者自立支援給付支払等システムによる  
統計データについて)

# 市町村における障害者自立支援給付支払等システムによる統計データ



注1) 事業状況報告は受付年月で集計していたが、試験的統計調査データはサービス提供年月で集計

注2) 試験的統計調査データは通常、サービス提供年月の3ヶ月後に提供されるが、平成24年4月サービス提供分は平成24年7月ではなく、1ヶ月遅れて8月に提供予定

事務連絡  
平成22年2月12日

各都道府県担当者 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「障害者自立支援給付事業状況報告」の中止について

平素より、障害福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

平成19年2月16日付障発第0216002号による「障害者自立支援給付事業状況報告(以下、状況報告)」については届出統計調査として実施してきましたが、平成21年2月審査分以降の提出を一時休止し、調査項目の見直し簡素化を検討してきたところです。

今般、報告書を提出する市町村並びに集計作業を行う都道府県の「業務の簡素合理化」の観点から、状況報告の必要性を再検討し、障害者自立支援給付支払等システムによる統計データによって状況報告の目的である「障害福祉サービスの利用状況の把握」が可能であることから、状況報告は再開しないこととしました。

よって、統計法の改正(平成19年法律第53号)により平成21年度中に必要な総務省への継続承認申請についても行わないことから、状況報告は中止となります。

これまで状況報告の実施にあたり御協力ありがとうございました。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 福祉財政係 富原

TEL : 03-5253-1111

(内線 : 3035)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : tomihara-hiroshi@mhlw.go.jp

障害者自立支援給付支払等システムによる統計データの提供について

国民健康保険団体連合会から統計処理を委託した市町村へのデータ提供については、今後も継続されます。

また、データ集計ツールの改修により新たに把握が可能となった「実支給決定者数」については、別添の様式を活用願います。

※平成21年12月28日付事務連絡「障害者自立支援給付支払等システムによる障害者自立支援事業状況報告に係る統計データについて」(障害保健福祉部企画課システム係)により連絡した様式①になります。

なお、状況報告の数値は、総務省において交付税算定に活用されてきたところですが、今後は「障害者自立支援給付支払等システムによる統計データ」の数値について総務省より照会がある見込となっております。

※昨年は「平成20年10月審査分の実支給決定者数」について総務省が照会。なお、上記の新たに把握が可能となったサービス別の「実支給決定者数」は、総務省の依頼によりデータ集計ツールの改修を行ったものです。

## 試験的統計調査データの概要

「試験的統計調査データ」は、厚生労働省からの依頼により、各都道府県国保連合会が「試験的分析用データ抽出ツール Ver7.0.0」を実行し、障害者自立支援給付支払等システムのデータベース内のデータを出力した結果の以下の18種類のCSVファイルです。

### (1) 受給者関係(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「所得区分」「障害程度区分」別に利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を出力します。

### (2) 受給者関係(相談支援)

障害福祉サービスのサービス利用計画作成費請求書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「所得区分」「障害程度区分」別に利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を出力します。

### (3) 受給者関係(障害児施設給付費)

障害児施設支援の請求明細書及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「所得区分」別に利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を出力します。

### (4) 事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの請求明細書、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「障害区分」「障害程度区分」別に事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を出力します。

### (5) 事業所・サービス種類関係(相談支援)

障害福祉サービスのサービス利用計画作成費請求書、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「障害区分」「障害程度区分」別に事業所数、年齢による分類ごとの利用者数及び総費用額を出力します。

### (6) 事業所・サービス種類関係(障害児施設給付費)

障害児施設支援の請求明細書、障害児施設受給者台帳及び障害児施設台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「障害区分」別に事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を出力します。

### (7) 加算等集計(障害福祉サービス、相談支援)

障害福祉サービスの請求明細書、サービス利用計画作成費請求明細書を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「加算等集計番号」別のサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数等を出力します。

### (8) 加算等集計(障害児施設給付費)

障害児施設支援の請求明細書を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」「加算等集計番号」別のサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数を出力します。

### (9) 利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担額の分布を出力します。

### (10) 利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)

障害福祉サービスの請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担率の分布を出力します。

### (11) 利用者負担関係・障害児施設給付(金額分布)

障害児施設支援の請求明細書及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担額の分布を出力します。

### (12) 利用者負担関係・障害児施設給付(負担率分布)

障害児施設支援の請求明細書及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別の利用者数及び利用者負担率の分布を出力します。

### (13) 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)

障害福祉サービスの請求明細書、サービス利用計画作成費請求書、サービス提供実績記録票及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「都道府県」「市町村」「サービス種類」別の利用者数等を出力します。

### (14) 市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)

障害福祉サービスの請求明細書、サービス提供実績記録票及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「都道府県」「市町村」「訪問系サービス種類・決定サービスコード」別の利用者数及び月利用時間数等の分布を出力します。

### (15) 市町村マスタ

市町村台帳を基に、「市町村番号」「市町村名(漢字)」「有効開始日」「有効終了日」を出力します。

### (16) 複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの請求明細書を基に、指定したサービス提供年月別に「サービス種類」別の複数サービス利用者数を出力します。

### (17) 支給決定情報集計

障害福祉サービスの受給者台帳及び障害児施設受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「障害区分」「サービス種類」別の支給決定者数を出力します。

### (18) 障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)

障害福祉サービスの受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月別に「旧障害程度区分」別に障害程度区分が変更になった受給者数を出力します。

障害福祉サービス等の利用状況について

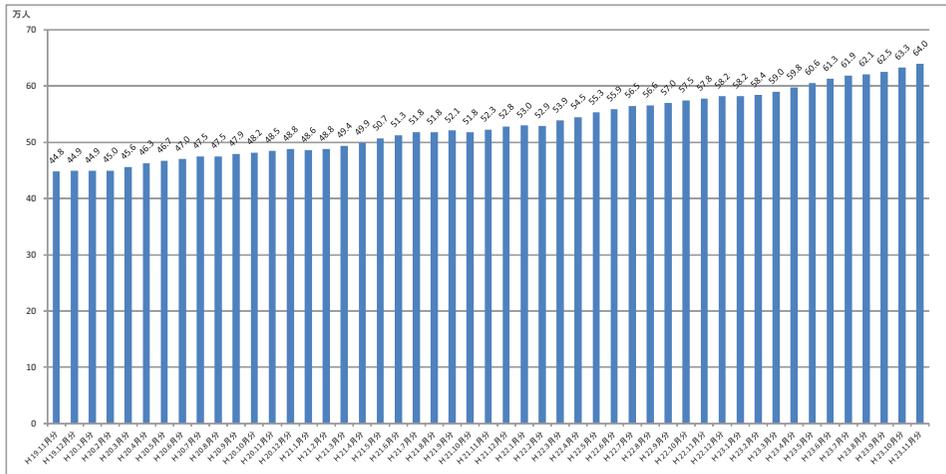
- ・障害福祉サービス費等の報酬については、市町村より委託を受け、平成19年10月から国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）において事業者への支払事務を開始した。
- ・以下のデータは、国保連合会より支払いが行われた実績に係るデータより、利用者数等基本情報を抽出・集計したものである。

1 利用状況等の概況(平成19年11月～平成23年11月)

サービス提供月	利用者数(実数)(万人)	総費用額(A)(億円)	総付費(B)(億円)	利用者負担額(C)(億円)	事業運営安定化事業等助成額(D)(億円)	負担率(C/A)	補正総付費(E)(億円)	1人当たり費用額(A・E)(万円)
H19.11月分	44.8	676.8	641.0	29.0	6.7	4.28%	20.6	15.1
H19.12月分	44.9	670.7	633.0	28.5	9.1	4.24%	21.2	14.9
H20.1月分	44.9	660.4	621.5	28.1	10.7	4.25%	21.0	14.7
H20.2月分	45.0	657.3	619.5	28.4	9.3	4.31%	19.9	14.6
H20.3月分	45.6	689.3	652.1	29.0	8.2	4.20%	21.3	15.1
H20.4月分	46.3	712.9	675.9	30.2	6.6	4.23%	20.5	15.4
H20.5月分	46.7	720.9	683.0	30.3	7.4	4.20%	21.2	15.4
H20.6月分	47.0	720.8	683.4	30.5	6.7	4.24%	20.6	15.3
H20.7月分	47.5	753.1	726.1	21.5	5.3	2.86%	21.2	15.9
H20.8月分	47.5	707.6	675.6	20.9	10.8	2.96%	21.0	14.9
H20.9月分	47.9	726.3	697.4	21.2	7.6	2.92%	20.6	15.2
H20.10月分	48.2	763.1	735.7	21.5	5.7	2.82%	21.3	15.8
H20.11月分	48.5	713.9	682.5	21.0	10.3	2.94%	20.6	14.7
H20.12月分	48.8	736.4	705.8	21.2	9.1	2.88%	21.2	15.1
H21.1月分	48.6	720.3	688.6	21.0	10.6	2.91%	21.1	14.8
H21.2月分	48.8	693.8	661.4	20.8	11.5	2.99%	19.3	14.2
H21.3月分	49.4	761.9	732.9	21.5	7.2	2.82%	21.2	15.4
H21.4月分	49.9	825.1	797.4	21.8	5.6	2.65%	20.2	16.5
H21.5月分	50.7	817.5	785.2	22.0	10.1	2.69%	21.0	16.1
H21.6月分	51.3	863.6	835.9	22.5	4.9	2.61%	20.6	16.8
H21.7月分	51.8	888.9	866.9	17.2	4.5	1.94%	21.2	17.2
H21.8月分	51.8	834.2	807.1	17.0	10.0	2.03%	21.0	16.1
H21.9月分	52.1	842.8	817.6	17.0	7.9	2.02%	20.6	16.2
H21.10月分	51.8	873.6	850.1	16.9	6.4	1.94%	21.0	16.9
H21.11月分	52.3	840.9	814.3	16.9	9.4	2.01%	20.4	16.1
H21.12月分	52.8	863.8	836.9	17.1	9.5	1.98%	21.1	16.4

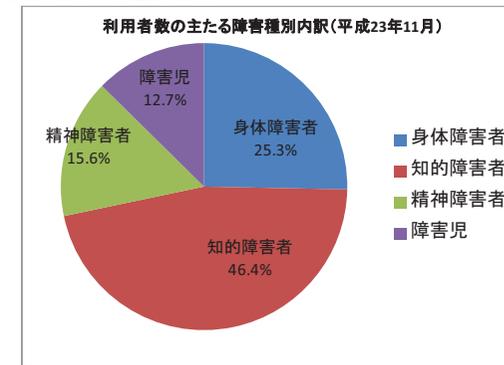
※「事業運営安定化事業等助成額(E)」欄は、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成分について請求・支払いが行われているものである。  
※各数値は、端数を四捨五入している。

(参考1) 利用者数(実数)の推移(平成19年11月～平成23年11月)

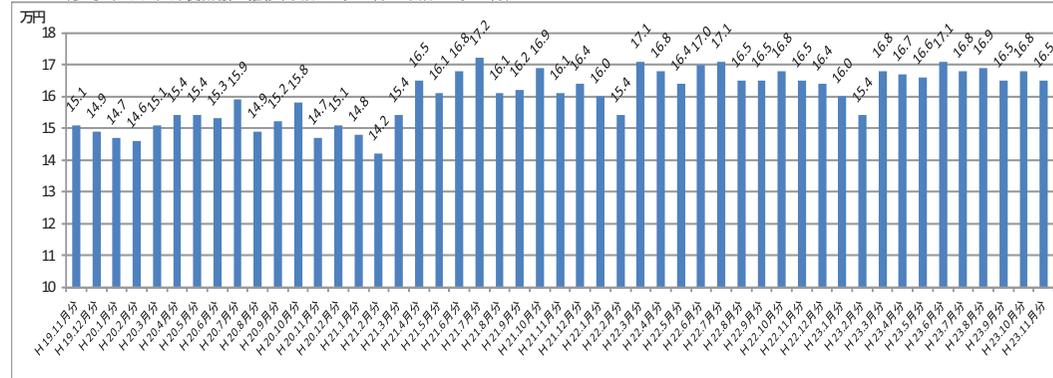


(参考2) 主たる障害種別毎の利用者数(実数)の推移(平成19年11月～平成23年11月)

サービス提供月	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
H19.11月分	12.2	23.2	4.0	4.8
H19.12月分	12.5	23.6	4.0	4.8
H20.1月分	12.6	23.7	4.2	5.1
H20.2月分	12.6	24.5	4.6	4.6
H20.3月分	12.9	24.6	4.7	4.4
H20.4月分	12.9	24.7	4.8	5.1
H20.5月分	13.0	24.8	5.0	5.1
H20.6月分	13.0	24.8	5.2	5.2
H20.7月分	13.1	25.0	5.3	5.3
H20.8月分	13.1	25.1	5.4	5.3
H20.9月分	13.2	25.3	5.5	5.5
H20.10月分	13.2	25.8	5.9	5.0
H20.11月分	13.4	26.4	6.1	5.3
H20.12月分	13.6	26.5	6.2	5.3
H21.1月分	13.6	26.4	6.2	5.6
H21.2月分	13.6	26.3	6.4	5.9
H21.3月分	13.7	26.4	6.5	5.7
H21.4月分	13.7	26.6	6.6	5.8
H21.5月分	13.7	26.6	6.7	5.8
H21.6月分	13.8	26.8	6.8	6.2
H21.7月分	13.8	26.8	6.8	6.2
H21.8月分	13.8	26.8	6.7	6.0
H21.9月分	13.9	27.7	7.4	6.0
H21.10月分	14.1	27.9	7.4	6.4
H21.11月分	14.2	27.8	7.7	6.6
H21.12月分	14.4	27.8	7.7	6.6
H22.1月分	14.4	27.8	7.7	6.6
H22.2月分	14.5	28.0	7.7	6.6
H22.3月分	14.6	28.1	8.0	6.8
H22.4月分	14.7	28.1	8.3	7.0
H22.5月分	14.7	28.1	8.3	7.1
H22.6月分	14.7	28.2	8.4	7.1
H22.7月分	14.8	28.3	8.4	7.1
H22.8月分	15.1	28.1	8.9	6.7
H22.9月分	15.1	28.4	9.1	7.0
H22.10月分	15.3	28.5	9.4	7.7
H22.11月分	15.4	28.6	9.8	7.8
H22.12月分	15.5	28.6	9.8	8.0
H23.1月分	15.6	28.7	10.0	8.1
H23.2月分	15.7	28.8	10.1	8.1
H23.3月分	15.8	28.9	10.2	8.1
H23.4月分	15.8	29.0	10.3	8.1
H23.5月分	15.8	29.0	10.3	8.1
H23.6月分	15.8	29.0	10.3	8.1
H23.7月分	15.8	29.0	10.3	8.1
H23.8月分	15.8	29.0	10.3	8.1
H23.9月分	15.8	29.0	10.3	8.1
H23.10月分	15.8	29.0	10.3	8.1
H23.11月分	15.8	29.0	10.3	8.1

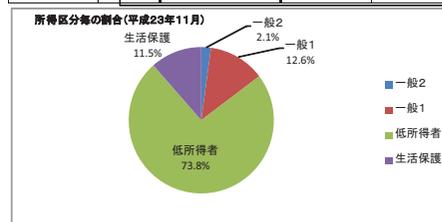


(参考3) 1人当たり費用額の推移(平成19年11月～平成23年11月)



(参考4) 利用者負担額等の状況(平成23年11月)

所得区分	平成23年11月				
	利用者数(実数)(万人)	所得区分毎の割合	総費用額(億円)	利用者負担額(億円)	負担率
一般2	1.4	2.1%	13.7	1.2	8.80%
一般1	8.1	12.6%	56.2	2.9	5.20%
低所得者	47.3	73.8%	896.1	—	—
生活保護	7.3	11.5%	89.5	—	—
計(平均)	64.0	100.0%	1,055.4	4.1	0.39%



(内訳)  
入 所: 13.6万人  
GH・CH等: 7.2万人  
居 宅: 14.2万人  
通 所: 29.0万人

2 サービス種類の利用者数の推移(平成19年11月～平成23年11月)

(単位:人)

	19年11月	19年12月	20年1月	20年2月	20年3月	20年4月	20年5月	20年6月	20年7月	20年8月	20年9月	20年10月	20年11月	20年12月	21年1月	21年2月	21年3月	21年4月	21年5月	21年6月
住宅介護	88,206	88,941	88,325	88,680	89,378	89,755	90,314	90,741	91,906	91,106	93,194	94,101	94,730	95,813	94,983	95,537	96,955	96,789	97,575	99,044
重度訪問介護	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071	7,103	7,086	7,150	7,170	7,156	7,177	7,097	7,089	7,155	7,013	7,117	7,238
行動援護	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402	3,564	3,591	3,592	3,694	3,769	3,831	3,738	3,806	3,956	4,042	4,072	4,144
重度障害者等包括支援	26	28	27	27	28	24	24	24	22	23	22	23	23	23	22	22	23	23	26	24
同行援護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
療養介護	1,963	1,969	1,966	1,962	1,970	1,984	1,964	2,022	2,026	2,026	2,024	2,043	2,050	2,048	2,039	2,042	2,032	2,035	2,034	2,069
生活介護	45,427	45,924	46,330	46,293	47,596	63,457	64,766	65,338	66,180	66,205	67,290	69,725	70,316	70,787	71,314	71,724	74,042	96,655	99,010	100,206
児童デイサービス	35,050	35,663	35,977	36,248	37,967	33,775	34,636	36,152	38,516	37,439	38,785	39,632	40,065	41,236	41,331	41,492	42,464	38,363	39,689	41,878
短期入所	21,762	21,011	19,879	19,388	21,621	20,727	21,627	21,678	22,971	24,085	22,445	23,577	23,528	22,483	20,656	20,072	23,878	22,826	23,785	24,313
共同生活介護	22,794	22,998	22,253	23,475	23,675	24,824	25,461	25,768	26,178	26,420	26,905	27,230	27,486	27,797	28,033	28,239	28,691	30,350	31,348	31,822
施設入所支援	15,019	15,306	15,715	15,727	15,891	15,277	15,893	16,207	16,625	16,859	17,125	18,739	19,070	19,211	19,751	19,967	20,917	43,695	45,020	45,644
共同生活援助	18,012	18,059	18,150	18,205	18,352	18,770	18,873	18,982	18,940	19,062	19,175	19,255	19,388	19,460	19,496	19,567	19,703	19,679	19,985	20,143
自立訓練(機能訓練)	2,174	2,188	2,177	2,201	2,237	2,367	2,425	2,431	2,425	2,417	2,498	2,461	2,501	2,491	2,479	2,463	2,527	2,321	2,329	2,404
自立訓練(生活訓練)	5,770	5,803	5,870	5,913	6,121	7,206	7,416	7,474	7,691	7,747	7,879	7,510	7,736	7,785	7,804	7,813	8,017	8,545	8,758	8,875
福祉型自立訓練	56	57	63	62	65	86	88	88	92	89	76	106	102	94	77	81	92	166	186	190
就労移行支援	9,253	9,359	9,564	9,654	10,118	13,371	13,807	13,941	14,374	14,536	14,760	15,009	15,162	15,214	15,333	15,491	15,969	18,000	18,596	18,818
就労移行支援(養成施設)	276	275	272	271	118	235	238	233	227	176	224	221	222	222	220	210	195	194	199	199
就労継続支援A型	3,401	3,445	3,587	3,622	3,696	4,820	4,856	4,946	5,116	5,213	5,333	5,549	5,641	5,710	5,809	5,943	6,168	6,823	7,171	7,242
就労継続支援B型	28,340	28,503	29,186	29,426	30,446	40,613	41,988	42,442	43,349	43,878	44,627	47,020	47,842	48,576	49,265	49,617	51,514	64,515	67,168	68,563
障害者雇用促進法による就労支援(人)	3,443	3,421	3,408	3,421	3,440	2,984	2,971	2,967	2,956	2,933	2,940	2,882	2,870	2,859	2,860	2,882	2,847	2,117	2,103	2,106
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	372	373	370	376	371	339	322	342	351	352	359	366	366	376	374	377	383	265	268	274
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	24,311	24,125	24,048	24,034	24,302	21,758	21,742	21,642	21,600	21,646	21,641	21,347	21,258	21,103	20,871	20,785	20,312	16,858	16,928	16,952
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	906	897	905	896	909	845	863	874	861	854	859	813	777	789	779	778	778	682	713	714
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	7,626	7,612	7,481	7,468	7,456	6,851	6,613	6,553	6,437	6,418	6,374	6,255	6,189	6,153	6,136	6,149	6,073	5,081	5,044	5,014
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	6,977	6,974	6,842	6,832	6,855	5,979	5,975	5,917	5,917	5,907	5,910	5,893	5,889	5,833	5,995	5,578	5,535	4,657	4,640	4,657
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	81,517	81,328	81,085	81,070	80,753	74,801	74,346	74,249	73,885	73,751	73,746	72,447	72,416	72,308	71,776	71,847	71,327	61,265	61,277	61,167
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	20,586	20,378	20,213	20,106	20,245	17,659	17,442	17,466	17,307	17,219	17,250	17,001	16,849	16,943	16,726	16,766	16,859	13,481	13,593	13,587
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	10,197	10,174	10,170	10,139	10,118	9,247	9,245	9,235	9,163	9,184	9,095	8,980	8,963	8,934	8,906	8,898	8,790	8,030	7,972	7,886
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	51,928	51,836	51,517	51,337	51,210	46,992	46,796	47,109	46,411	46,298	46,350	45,622	45,346	45,464	44,885	44,802	44,555	37,364	37,498	37,542
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	2,460	2,465	2,461	2,446	2,482	2,308	2,304	2,314	2,295	2,301	2,298	2,204	2,243	2,222	2,212	2,215	2,252	2,194	2,199	2,131
計	517,938	519,416	517,815	519,440	527,470	546,965	553,514	557,606	564,468	564,621	569,926	576,695	579,753	583,097	580,569	583,252	593,924	614,029	626,208	634,948
指定相談支援	-	-	-	-	-	-	-	-	1,975	2,032	2,100	2,161	2,224	2,281	2,286	2,316	2,380	2,430	2,525	2,627
指定相談支援を含む計	-	-	-	-	-	-	-	-	566,463	566,653	572,026	578,856	581,977	585,378	582,854	585,568	596,304	616,459	628,733	637,575

	23年3月	23年4月	23年5月	23年6月	23年7月	23年8月	23年9月	23年10月	23年11月
住宅介護	118,547	119,226	120,140	121,670	122,802	123,089	124,524	125,476	126,395
重度訪問介護	8,195	8,262	8,345	8,383	8,429	8,475	8,540	8,632	8,616
行動援護	5,594	5,638	5,738	5,757	6,082	6,044	5,996	6,082	6,169
重度障害者等包括支援	23	20	35	35	35	34	34	34	34
同行援護	-	-	-	-	-	-	-	8,299	10,499
療養介護	2,123	2,093	2,095	2,105	2,108	2,119	2,106	2,106	2,117
生活介護	142,816	172,699	175,096	176,398	177,534	178,603	179,737	188,190	190,568
児童デイサービス	60,539	56,460	59,654	62,511	66,036	65,844	67,408	69,364	71,428
短期入所	27,880	27,675	28,915	29,525	31,334	31,950	30,648	31,575	31,309
共同生活介護	41,288	42,972	43,812	44,203	44,507	44,865	45,282	45,493	46,165
施設入所支援	70,892	89,776	91,137	91,874	92,542	93,180	93,768	100,269	101,955
共同生活援助	22,035	22,304	22,485	22,645	22,704	22,713	22,882	22,813	23,027
自立訓練(機能訓練)	2,447	2,521	2,493	2,559	2,592	2,605	2,620	2,497	2,545
自立訓練(生活訓練)	9,166	9,271	9,360	9,560	9,556	9,688	9,761	9,825	9,909
福祉型自立訓練	848	1,257	1,282	1,304	1,319	1,353	1,374	1,518	1,552
就労移行支援	20,413	21,280	21,538	21,828	21,829	21,929	22,174	22,378	22,503
就労移行支援(養成施設)	190	207	210	206	204	148	201	199	197
就労継続支援A型	13,104	14,198	14,677	15,245	15,701	15,957	16,274	16,703	17,192
就労継続支援B型	102,521	119,524	121,493	122,649	123,626	124,644	126,134	127,706	130,783
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	1,509	882	874	867	857	859	853	768	764
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	177	140	138	139	137	135	136	140	137
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	9,809	6,955	6,710	6,417	6,251	6,251	6,197	5,007	4,732
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	401	278	229	232	234	234	232	190	165
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	2,951	1,877	1,866	1,849	1,823	1,773	1,743	1,362	1,334
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	3,321	2,413	2,419	2,415	2,407	2,387	2,314	2,075	1,859
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	44,369	29,487	29,082	28,842	28,057	27,740	27,392	22,386	21,287
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	10,056	6,372	6,360	6,268	6,190	6,083	6,007	5,077	4,969
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	6,874	5,533	5,510	5,469	5,301	5,263	5,177	4,577	4,347
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	29,322	20,029	19,871	19,669	19,311	19,020	18,425	16,752	15,818
障害者雇用促進法による就労支援(法人)	1,667	1,456	1,343	1,325	1,301	1,293	1,259	1,172	1,148
計	759,077	790,815	802,917	811,749	820,809	824,278	829,198	848,665	859,523
指定相談支援	3,630	3,685	3,765	3,825	3,844	3,875	3,890	3,903	3,978
指定相談支援を含む計	762,707	794,500	806,682	815,574	824,653	828,153	833,088	852,568	863,502

(注)・複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上している。

・指定相談支援については、平成20年7月よりデータを出している。

	21年7月	21年8月	21年9月	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月	22年7月	22年8月	22年9月	22年10月	22年11月	22年12月	23年1月	23年2月
住宅介護	100,202	99,800	101,269	100,815	101,996	103,467	103,314	103,378	105,787	106,131	107,136	109,027	110,600	110,313	112,176	113,697	115,150	116,523	116,463	117,091
重度訪問介護	7,283	7,278	7,346	7,308	7,345	7,437	7,434	7,395	7,574	7,618	7,767	7,840	7,908	7,893	7,965	8,090	8,105	8,168	8,138	8,101
行動援護	4,388	4,414	4,403	4,399	4,465	4,528	4,530	4,454	4,830	4,982	5,015	5,075	5,352	5,343	5,372	5,451	5,504	5,558	5,444	5,470
重度障害者等包括支援	25	25	24	26	23	24	22	23	22	23	24	24	24	25	25	25	25	26	26	26
同行援護	-																			

3 都道府県別の利用状況(平成23年11月)

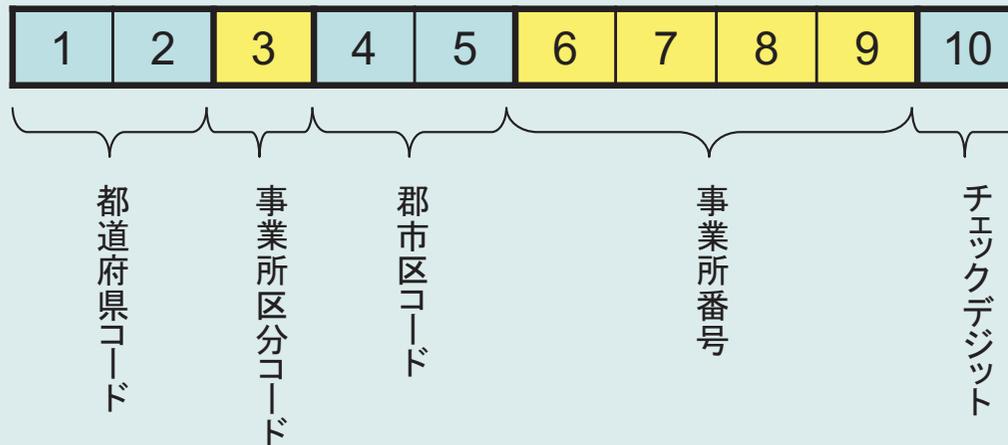
(単位:人)

サービス 利用者数 (実数)	サービス種類別利用者数 (複数種類のサービス利用者、各サービスに人数を計上している。)											自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	福祉型自立 訓練	就労移行 支援	就労移行 支援 (養成施設)	就労継続 支援 (A型)	就労継続 支援 (B型)		
	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	身体障害者 等包括支援	同行援護	介護介護	生活介護	児童デイ サービス	短期入所	共同生活 介護	施設入所 支援								共同生活 援助	
北海道	44,427	6,381	388	539	0	622	100	11,170	7,863	1,138	4,576	6,948	2,384	33	438	99	1,389	16	1,678	8,434
青森県	9,219	1,286	52	36	0	9	79	2,657	776	240	601	1,662	521	30	406	62	351	8	382	1,694
岩手県	8,874	992	36	13	0	21	25	2,405	872	318	971	1,705	428	12	220	51	156	3	369	2,643
宮城県	11,578	2,071	60	48	0	22	70	2,318	1,289	532	1,224	782	378	64	140	46	622	0	377	2,404
秋田県	6,280	564	20	3	0	11	72	959	253	227	2,425	469	69	245	72	182	1	56	1,436	
山形県	6,137	722	33	21	0	4	28	2,215	534	179	284	1,674	452	17	210	1	84	5	266	1,746
福島県	9,965	1,546	68	59	0	128	33	2,559	1,036	301	438	1,534	943	6	137	42	119	2	126	2,799
茨城県	12,757	1,665	62	24	0	70	22	4,741	1,693	602	832	3,247	597	29	454	32	959	8	155	2,242
栃木県	9,544	1,370	17	41	4	39	11	3,320	1,208	439	758	1,668	459	19	169	8	437	5	121	1,704
群馬県	8,420	1,475	80	55	0	186	8	3,352	1,757	297	549	2,311	527	33	34	81	289	2	56	1,541
埼玉県	23,487	4,834	224	86	4	453	60	7,521	2,180	1,049	1,448	4,279	817	124	308	147	987	24	180	4,903
千葉県	22,429	4,242	157	177	0	546	49	6,482	3,573	1,268	1,451	2,994	603	74	414	26	1,018	9	214	3,081
東京都	56,404	12,964	1,614	352	0	1,933	71	15,960	5,532	3,020	3,684	7,728	2,038	370	542	70	1,930	25	475	13,861
神奈川県	35,275	8,554	292	367	0	568	64	12,985	3,703	2,375	4,469	4,522	434	151	388	91	1,125	6	312	5,415
新潟県	11,464	1,904	32	135	0	63	96	3,193	755	598	651	2,036	501	3	469	151	657	2	185	3,108
富山県	4,956	458	18	3	0	6	11	1,427	388	171	186	851	317	8	104	0	140	0	93	1,455
石川県	6,933	781	7	37	0	72	37	1,272	510	249	356	547	455	58	160	11	179	0	130	1,588
福井県	5,067	570	20	11	0	96	12	1,155	266	185	400	637	192	8	106	18	376	0	664	997
山梨県	4,437	731	60	76	0	9	0	1,376	313	256	178	881	241	24	71	0	224	0	115	1,037
長野県	11,671	2,055	29	296	15	77	56	3,504	753	484	1,553	2,044	377	54	186	46	569	0	345	2,885
岐阜県	10,434	1,242	25	99	0	144	25	3,482	2,548	433	525	2,136	125	3	32	0	141	0	355	1,678
静岡県	15,665	2,261	87	113	0	158	22	5,163	1,238	998	733	3,068	651	54	236	0	584	4	543	4,120
愛知県	29,014	7,149	961	528	1	235	52	9,185	4,024	2,033	2,130	3,322	229	69	108	9	911	4	1,328	3,838
三重県	8,351	1,532	39	45	0	199	54	3,096	655	547	809	1,589	57	38	92	30	139	0	210	2,024
滋賀県	7,881	2,053	102	265	0	110	12	2,062	1,025	619	687	914	151	29	45	0	188	0	190	1,963
京都府	14,446	3,691	256	338	0	135	39	4,799	1,618	923	858	2,143	144	89	223	0	350	0	370	2,954
大阪府	45,962	15,950	1,946	342	8	1,445	80	14,004	3,670	3,051	4,613	4,194	313	143	531	20	1,686	3	290	7,840
兵庫県	26,624	6,285	839	130	0	890	79	8,700	2,080	1,847	1,444	4,466	333	43	396	17	645	35	495	5,795
奈良県	7,433	1,755	108	478	0	170	19	2,431	1,313	456	403	1,024	32	61	137	8	204	0	258	967
和歌山県	6,833	1,664	51	58	0	83	4	1,765	1,151	206	543	1,049	90	3	80	1	253	0	357	1,393
鳥取県	4,624	761	18	41	0	18	33	1,209	317	102	322	828	200	32	56	0	90	0	213	1,586
島根県	5,769	949	11	21	0	24	48	1,873	365	243	545	1,163	388	9	121	23	133	0	211	1,723
岡山県	11,797	1,940	134	52	0	24	42	2,992	2,718	355	709	2,143	400	4	143	41	310	1	856	2,234
広島県	15,231	3,212	128	123	0	60	91	4,214	2,591	982	780	2,338	440	64	111	11	485	2	477	2,630
山口県	8,119	1,051	44	4	0	107	22	2,839	772	256	507	2,039	360	8	195	56	251	1	155	1,981
徳島県	5,832	1,349	29	79	0	68	34	1,993	973	174	219	1,360	190	11	66	0	146	0	67	841
香川県	4,756	1,016	40	27	0	56	36	1,373	608	502	146	839	305	36	52	0	124	0	34	997
愛媛県	8,675	1,656	56	42	0	457	20	2,372	1,007	284	586	1,316	209	47	52	19	380	0	489	1,439
高知県	4,951	740	12	3	0	70	8	718	282	172	416	393	382	28	40	0	106	0	273	1,193
福岡県	25,731	6,235	173	138	0	175	17	8,443	1,764	1,011	1,345	5,115	1,188	185	567	18	1,069	21	824	4,915
佐賀県	4,983	702	16	80	0	36	8	1,477	354	162	314	1,067	329	45	42	5	184	2	197	1,287
長崎県	10,253	1,597	77	34	0	126	49	2,124	936	300	994	1,005	597	48	305	146	395	2	279	2,176
熊本県	11,510	1,516	115	5	0	169	76	3,047	1,197	381	505	2,145	862	38	219	3	373	2	1,106	2,072
大分県	8,015	1,620	31	100	4	133	63	1,413	575	222	196	1,020	682	52	186	39	263	1	411	2,264
宮崎県	6,628	979	44	7	0	255	43	1,915	457	284	421	1,189	261	63	96	1	351	0	216	1,399
鹿児島県	12,942	1,428	96	84	0	132	87	3,283	1,889	490	480	2,080	807	28	222	7	388	2	332	2,401
沖縄県	10,418	1,897	137	77	0	155	50	1,928	1,824	422	79	1,136	555	48	253	63	811	1	376	2,320
合計	640,351	126,395	8,616	6,169	34	10,499	2,117	190,568	71,428	31,309	46,165	101,955	23,027	2,545	9,909	1,552	22,503	197	17,192	130,783

サービス 利用者数 (実数)	サービス種類別利用者数 (複数種類のサービス利用者、各サービスに人数を計上している。)											計	指定相談 支援
	旧身体障害者 更生施設 支援(入所)	旧身体障害者 更生施設 支援(通所)	旧身体障害者 介護施設 支援(入所)	旧身体障害者 介護施設 支援(通所)	旧身体障害者 療養施設 支援(入所)	旧身体障害者 療養施設 支援(通所)	旧知的障害者 更生施設 支援(入所)	旧知的障害者 更生施設 支援(通所)	旧知的障害者 療養施設 支援(入所)	旧知的障害者 療養施設 支援(通所)	旧知的障害者 養護施設 支援		
北海道	100	47	653	10	132	113	2,353	596	323	1,016	65	59,584	141
青森県	49	8	115	12	42	38	701	111	103	286	0	12,317	15
岩手県	0	0	56	0	32	12	301	27	49	237	0	12,154	10
宮城県	45	0	164	0	86	19	805	297	32	510	18	14,408	73
秋田県	2	0	2	0	32	11	155	0	1	0	0	9,447	34
山形県	0	0	1	0	1	0	155	66	49	107	20	8,720	32
福島県	5	1	52	0	35	3	359	284	80	440	38	13,173	83
茨城県	1	0	0	0	0	0	100	64	54	183	0	17,842	69
栃木県	1	0	50	0	2	15	329	130	98	336	34	12,786	33
群馬県	2	0	0	0	10	36	213	17	0	173	74	11,895	15
埼玉県	10	2	47	1	21	69	849	146	186	549	1	31,257	59
千葉県	2	2	30	6	36	30	1,290	579	219	301	1	28,874	135
東京都	73	13	42	0	110	40	619	215	106	877	167	73,831	204
神奈川県	3	0	10	0	6	3	485	279	98	308	2	47,015	77
新潟県	39	8	42	5	9	47	454	60	26	203	16	15,448	120
富山県	36	0	84	9	32	48	428	118	23	86	0	6,481	63
石川県	4	0	240	0	51	35	843	0	178	259	0	7,830	42
福井県	92	0	130	0	1	24	381	22	91	87	63	6,804	28
山梨県	0	0	150	0	1	31	41	6	123	149	0	6,093	54
長野県	0	0	0	0	73	40	370	19	59	379	0	16,268	153
岐阜県	0	0	54	12	0	0	57	104	85	512	21	13,838	50
静岡県	30	4	88	0	37	42	280	197	44	422	21	21,085	85
愛知県	2	0	112	11	2	153	860	249	0	1,402	65	39,959	292
三重県	2	0	40	0	0	0	42	29	0	482	26	11,716	8
滋賀県	4	3	17	0	1	37	11	0	11	655	1	11,135	82
京都府	27	18	67	0	11	115	92	2	23	537	0	19,824	140
大阪府	8	4	147	0	8	117	667	238	49	791	59	62,195	613
兵庫県	5	0	107	0	1	54	350	186	99	860	18	36,480	137
奈良県	0	0	136	12	0	0	249	0	0	45	1	11,289	53
和歌山県	67	0	3	0	0	0	96	53	0	92	0		

参考1. 平成24年4月以降の事業所番号及び  
事業所データの流れについて

平成24年4月以降の事業所番号の体系



1～2桁目 都道府県コード…総務省が定めるコード

- 3桁目 事業所区分コード
- 「1」自立支援法【指定事業所】(GH・CH・相談支援事業所を除く)
  - 「2」自立支援法【指定事業所】(GH・CH)
  - 「3」自立支援法【指定事業所】(相談支援事業所)
  - 「4」自立支援法【基準該当事業所】
  - 「5」児童福祉法【指定事業所】(障害児相談支援事業所を除く)
  - 「6」地域生活支援事業
  - 「7」児童福祉法【指定事業所】(障害児相談支援事業所)
  - 「8」児童福祉法【基準該当事業所】

4～5桁目 郡市区コード…郡市区を特定するコード

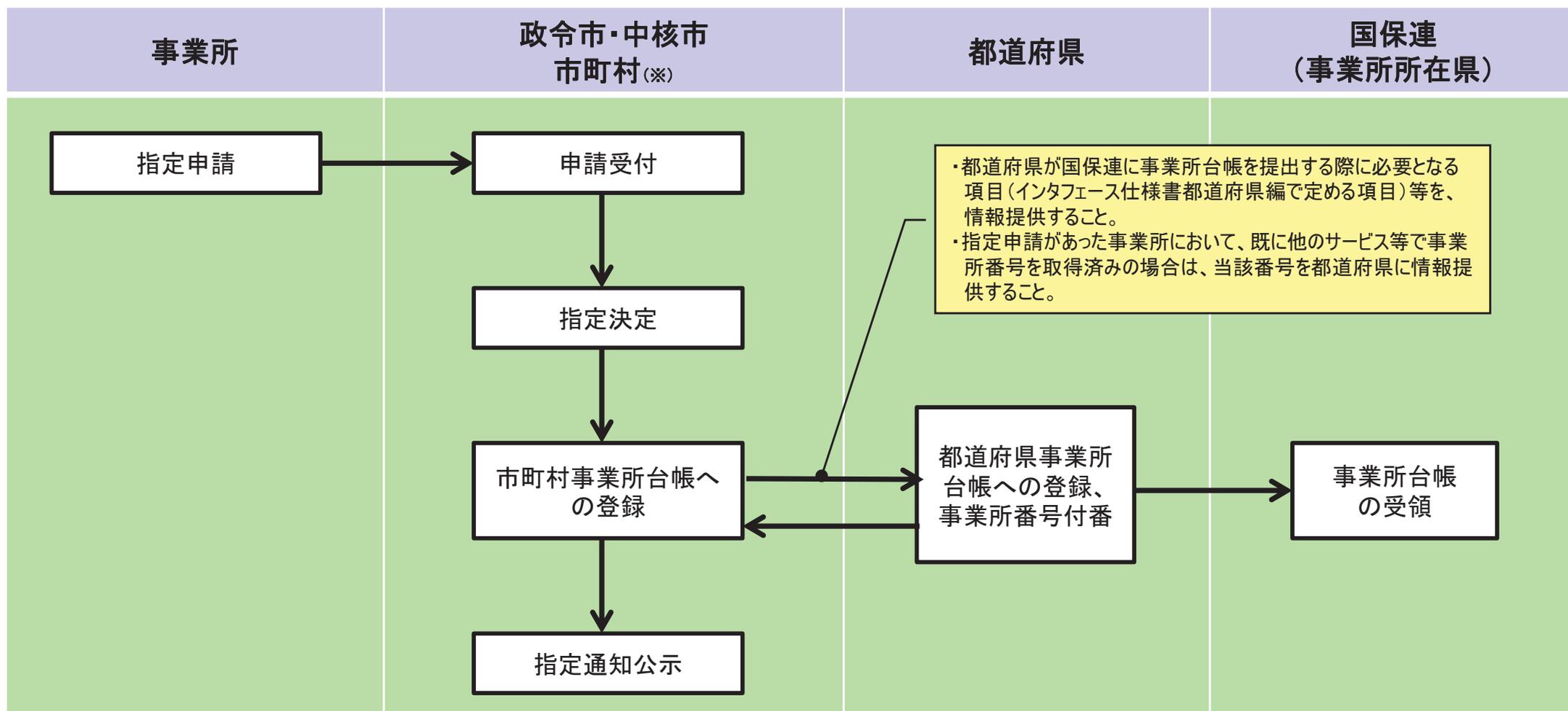
6～9桁目 事業所番号…郡市区コード内の通番

10桁目 チェックデジット…モジュラス10方式

## 平成24年4月以降の事業所データの流れについて

平成24年4月から①都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定については、指定都市及び中核市へ移譲されること、②指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定については、市町村が行うこととされている。

上記①、②に伴う事業所データの流れについては、以下の取扱いとなるのでご留意いただきたい。



※指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者については、市町村が指定を行う。

## 参考2. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

## 期間項目(開始年月日等)の設定について

平成24年4月施行分の「相談支援の充実」及び「障害児支援の強化」による新たなサービスの創設に伴い、新設サービスにかかる異動／訂正連絡票情報及び請求情報の『**期間に関する項目**』については、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定すること。

対象の項目については、「平成24年4月以降を設定する必要がある項目一覧」を参照。

### ■平成24年4月以降を設定する必要がある項目一覧(障害福祉サービス)

対象情報	項目名	備考
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・事業開始年月日 ・基準該当・登録開始年月日(※)	サービス種類コードに「52:計画相談支援」、「53:地域移行支援」、または「54:地域定着支援」が設定されている場合
受給者異動／訂正連絡票情報 (支給決定情報)	・決定支給期間(開始年月日)	計画相談支援、地域移行支援、または地域定着支援の決定サービスコード(52XXXX、53XXXX、54XXXX)が設定されている場合
介護給付費等明細書情報 (日数情報)	・サービス開始日等・開始年月日	サービス種類コードに「53:地域移行支援」、または「54:地域定着支援」が設定されている場合
サービス利用計画作成費請求書等情報 (明細情報)	・モニタリング日	計画相談支援のサービスコード(52XXXX)が設定されている場合

※ 基準該当事業所の場合のみ、設定が必要。

## ■平成24年4月以降を設定する必要がある項目一覧(障害児支援)

対象情報	項目名	備考
都道府県等異動／訂正連絡票情報 (独自助成情報)	・独自助成情報・助成有効期間(開始年月日)	助成対象サービス種類に「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、「64:保育所等訪問支援」、「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」が設定されている場合
障害児施設異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・事業開始年月日 ・基準該当・登録開始年月日(※)	サービス種類コードに「55:障害児相談支援」、「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、「64:保育所等訪問支援」、「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」が設定されている場合
障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報 (基本情報)	・障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間(開始年月日)	障害児相談支援有無に「2:有り」が設定されている場合
障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報 (支給決定情報)	・決定支給期間(開始年月日)	障害児支援の決定サービスコード(55XXXX、61XXXX、62XXXX、63XXXX、64XXXX、71XXXX、72XXXX)が設定されている場合
障害児給付費等明細書情報 (日数情報)	・サービス開始日等・開始年月日	サービス種類コードに「61:児童発達支援」、「62:医療型児童発達支援」、「63:放課後等デイサービス」、「64:保育所等訪問支援」、「71:障害児入所支援」、または「72:医療型障害児入所支援」が設定されている場合
障害児給付費等明細書情報 (契約情報)	・契約開始年月日	障害児通所支援の決定サービスコード(61XXXX、62XXXX、63XXXX、64XXXX)が設定されている場合
障害児相談支援給付費請求書等情報 (明細情報)	・モニタリング日	障害児相談支援のサービスコード(55XXXX)が設定されている場合

※ 基準該当事業所の場合のみ、設定が必要。

# 設定のイメージ

## ①障害児施設異動／訂正連絡票情報(サービス情報) 事業開始年月日

障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	みなし指定の有無	...
2012.04.01	1:新規	9950011111	61:児童発達支援	<u>2012.04.01</u>	-	1:無し	...

サービス内容が児童発達支援の場合、  
契約開始年月日には、平成24年4月1日以降  
の日付を設定する。

## ②障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報(基本情報) 障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間(開始年月日)

障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報)

異動年月日	証記載 都道府県等番号	受給者証番号	障害児相談支援情報				...
			障害児相談支援 有無	障害児相談支援 事業所番号	障害児相談支援 有効期間 (開始年月日)	障害児相談支援 有効期間 (終了年月日)	
2012.04.01	991111	9911111111	2:有り	9970011111	<u>2012.04.01</u>		...

障害児相談支援有無が「2:有り」の場合、  
平成24年4月1日以降の日付を設定する。

### ③障害児給付費等明細書情報(日数情報)

サービス開始日等・開始年月日

障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第四)

サービス 種別	6	1	開始年月日	平成	2	4	年	4	月	1	日	終了年月日	平成			年			月			日	利用日数	2	0	入院日数		
			開始年月日	平成			年				日	平成				年			月			日	利用日数			入院日数		

サービス種類コードが「61:児童発達支援」の場合、  
開始年月日には、平成24年4月1日以降の日付を設定する。

### ④障害児給付費等明細書情報(契約情報)

契約開始年月日

契約内容報告書

受給者証の 事業者記入欄 の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
1	児童発達支援	20日	平成24年4月1日	

サービス内容が児童発達支援の場合、  
契約開始年月日には、平成24年4月1日以降  
の日付を設定する。

# 事業所のみなし指定に伴う期間の設定について

平成24年4月より下表に示す現行サービスが廃止となり、新設サービスへ移行される。

これに伴い、現在、現行サービスについて指定を受けている事業所については、施行日(平成24年4月1日)以降、新設サービスについて指定を受けているものとしてみなされる。(以下、「みなし指定」という。)

その際、特別な手続きは必要としないが、下表に示すみなし指定の期間内に都道府県等へ事業所指定の申請が必要となる。

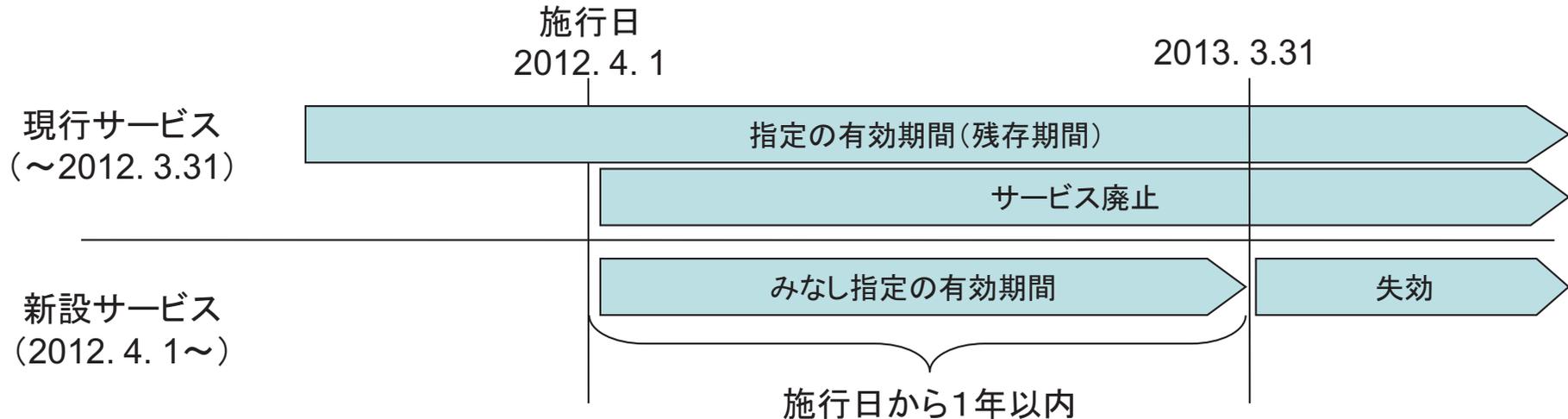
各サービスに対するみなし指定の期間については、下表を参照。

## ■ みなし指定の期間一覧

現行サービス	新設サービス	みなし指定の期間
51: 相談支援事業	53: 地域移行支援 54: 地域定着支援	施行日から1年以内の省令で定める期間
23: 児童デイサービス	61: 児童発達支援 63: 放課後等デイサービス	施行日から1年以内の省令で定める期間
21: 知的障害児通園施設 33: 難聴幼児通園施設	61: 児童発達支援	施行日から1年以内の省令で定める期間
42: 肢体不自由児施設(通所) 44: 肢体不自由児通園施設	61: 児童発達支援 62: 医療型児童発達支援	施行日から1年以内の省令で定める期間
11: 知的障害児施設 13: 第2種自閉症児施設 31: 盲児施設 32: ろうあ児施設 43: 肢体不自由児療護施設	71: 障害児入所支援	現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間
12: 第1種自閉症児施設 41: 肢体不自由児施設(入所) 45: 指定医療機関(肢体不自由児) 51: 重症心身障害児施設 52: 指定医療機関(重心)	72: 医療型障害児入所支援	現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間

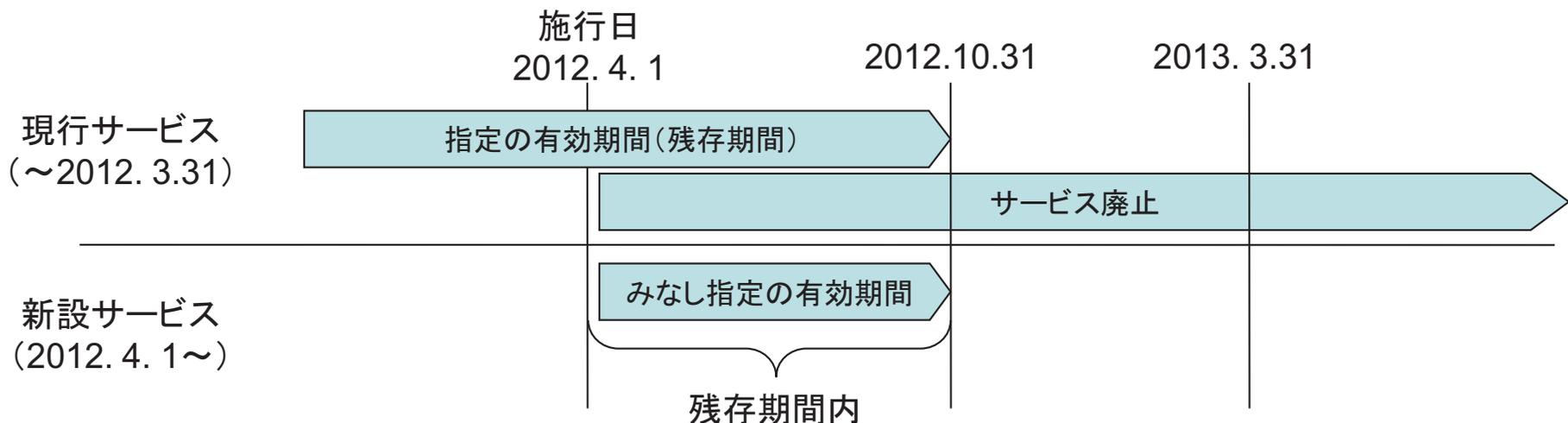
## ■ みなし指定の期間が、施行日から1年以内の省令で定める期間の場合

現に受けているサービスの指定については施行日(平成24年4月1日)以降、廃止となるが、施行日から1年以内の省令で定める期間内は、新設サービスの指定を受けているものとみなされる。  
ただし、その期間内に指定申請を行わない場合、その効力を失う。



## ■ みなし指定の期間が、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間の場合

現に受けているサービスの指定については施行日(平成24年4月1日)以降、廃止となるが、現に受けている指定の有効期間の残存期間内においては、新設サービスの指定を受けているものとみなされる。  
ただし、残存期間の終了後は、新たに新設サービスの指定申請を行う必要がある。



都道府県においては、新設サービスがみなし指定の場合でも、事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)、または障害児施設異動／訂正連絡票情報(サービス情報)を作成し、国保連合会へ提出すること。

## ■ 新設サービスの指定申請があった事業所

- 1) サービス種類コードに、新設サービスのサービス種類コードを設定する。
- 2) 事業開始年月日に、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「1:無し」を設定する。

障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	みなし指定の有無	...
2012.04.01	1:新規	9950011111	61:児童発達支援	<u>2012.04.01</u>	—	<u>1:無し</u>	...

## ■ 新設サービスの指定申請がない事業所(みなし指定事業所)

- 1) サービス種類コードに、新設サービスのサービス種類コードを設定する。
- 2) 事業開始年月日に、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「2:有り」を設定する。

障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	みなし指定の有無	...
2012.04.01	1:新規	9950011111	61:児童発達支援	<u>2012.04.01</u>	—	<u>2:有り</u>	...

注: みなし指定の有無が「2:有り」の事業所については、みなし指定の有効期間内に指定申請していただき、みなし指定の有無を「1:無し」として、事業所情報を変更する必要がある。

## 受給者のみなし給付決定に伴う期間の設定について

平成24年4月より下表に示す現行サービスが廃止となり、新設サービスへ移行される。

これに伴い、現在、現行サービスについて給付決定を受けている受給者については、施行日(平成24年4月1日)以降、新設サービスについて給付決定を受けているものとしてみなされる。(以下、「みなし給付決定」という。)

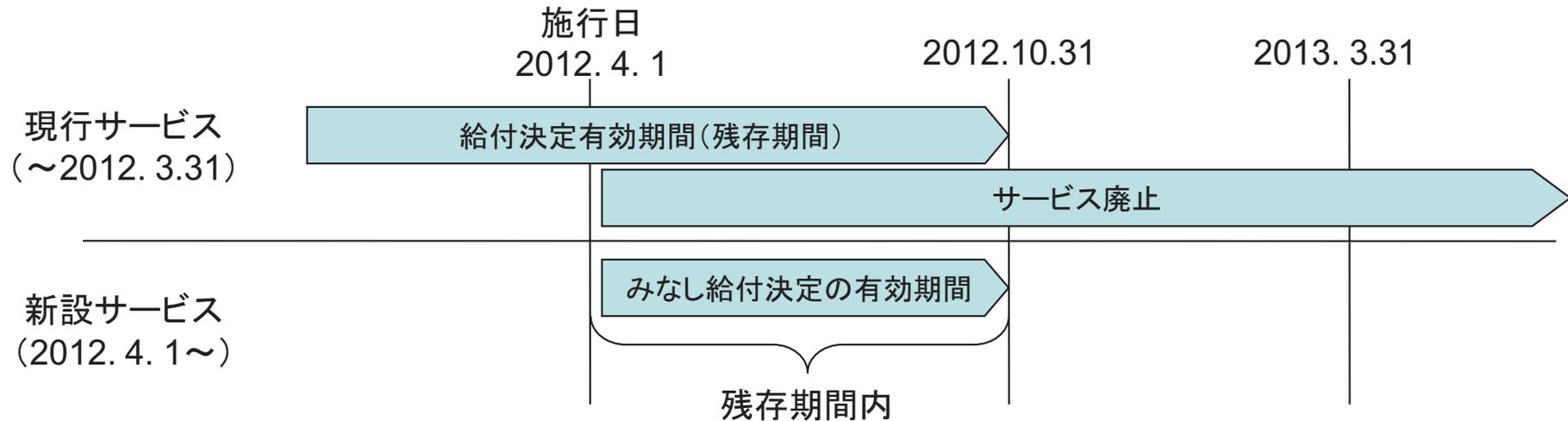
各サービスに対するみなし給付決定の期間については、下表を参照。

### ■ みなし給付決定の期間一覧

現行サービス	新設サービス	みなし給付決定の期間
23:児童デイサービス	63:放課後等デイサービス	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間
21:知的障害児通園施設 33:難聴幼児通園施設 42:肢体不自由児施設(通所) 44:肢体不自由児通園施設	61:児童発達支援	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間
11:知的障害児施設 13:第2種自閉症児施設 31:盲児施設 32:ろうあ児施設 43:肢体不自由児療護施設	71:障害児入所支援	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間
12:第1種自閉症児施設 41:肢体不自由児施設(入所) 45:指定医療機関(肢体不自由児) 51:重症心身障害児施設 52:指定医療機関(重心)	72:医療型障害児入所支援	現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間

## ■ みなし給付決定の期間が、現に受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間の場合

現に受けているサービスの給付決定については施行日(平成24年4月1日)以降、廃止となるが、現に受けている給付決定の有効期間の残存期間内においては、新設サービスの給付決定を受けているものとみなされる。ただし、残存期間の終了後は、新たに新設サービスの給付決定を行う必要がある。



都道府県及び市町村においては、みなし給付決定の場合でも、受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)、または障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)を作成し、国保連合会へ提出すること。

## ■ 新設サービスをみなし給付決定する場合

- 1) 決定サービスコードに、新設サービスの決定サービスコードを設定する。
- 2) 決定支給期間(開始年月日)に、施行日(平成24年4月1日)以降の日付を設定する。
- 3) 決定支給期間(終了年月日)に、現に受けている給付決定の有効期間内の日付を設定する。

障害児支援受給者異動連絡票情報(支給決定情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	証記載 都道府県等番号	受給者証番号	決定サービス コード	決定支給量	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)	...
2012.04 01	1:新規	991111	9911111111	<b>61XXXX</b>	00002000	<b>2012.04.01</b>	<b>2012.10.31</b>	...

# 障害児支援用の市町村情報の整備について

障害者自立支援給付支払等システムは、『障害者自立支援法』、『児童福祉法』の2つの法令に基づく給付費の支払処理等を行っている。  
 障害者自立支援給付支払等システムでは、法令根拠の異なる2つの法令を扱うため、市町村及び都道府県より提出いただく異動／訂正連絡票情報を法令単位に保持し、それぞれの情報を参照しながら支払処理等を行っている。

平成24年4月より、障害福祉サービスの児童デイサービス及び障害児施設給付の通所系サービスが障害児通所支援に移管され、実施主体が市町村となることから、障害者自立支援給付支払等システムでは児童福祉法に基づく給付費の支払処理等を行う上で、市町村の情報が別途、必要となる。

市町村においては、現在、障害者自立支援法に基づく給付費の支払処理用に提出いただいている市町村情報に加え、児童福祉法に基づく給付費の支払処理用として、都道府県等異動連絡票情報を作成し、国保連合会に提出いただく必要がある。

